

令和 7 年 8 月 19 日

令和 7 年第 3 回岬町議会定例会

第 1 日会議録

令和7年第3回岬町議会定例会第1日会議録

○令和7年8月19日（火）午前10時00分開議

○場 所 岬町役場 議場

○出席議員 次のとおり12名であります。

1番 大里武智	2番 松尾匡	3番 早川良
4番 中原晶	5番 竹原伸晃	6番 奥野学
7番 道工晴久	8番 谷地泰平	9番 谷崎整史
10番 出口実	11番 瀧見明彦	12番 坂原正勝
欠席議員 0名、欠員 0名、傍聴 8名		

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求メートル者は次のとおりであります。

町長	長田代堯	まちづくり戦略室理事 (企画地方創生担当)	新堀満
副町長	中口守可	まちづくり戦略室 危機管理監 兼危機管理担当課長	寺田晃久
副町長	上田隆	総務部理事 兼総務課長	南大介
教育長	古橋重和	総務部理事 兼財政改革部理事	谷卓哉
まちづくり戦略室長 兼町長公室長	川端慎也	しあわせ創造部総括理事	辻里光則
総務部長 会計管理者	西啓介	しあわせ創造部理事 (保健センター担当) 兼保健センター所長 都市整備部理事	川井里香
しあわせ創造部長	松井清幸	(建築担当) 兼建築課長 都市整備部総括理事 (産業観光促進・新たなみさき公園担当)	佐々木信行
都市整備部長	坂雅彦	都市整備部理事 (新たなみさき公園担当)	吉田一誠
教育次長兼指導課長	松井文代	兼産業観光促進課長 (観光促進担当)	新保太基

まちづくり戦略室理事
(秘書・政策推進担当)
兼町長公室(秘書担当)課長
兼企画政策推進担当(政策推進担当)課長

川 島 大 樹

教育委員会事務局理事
(生涯学習担当)
兼生涯学習課長
兼青少年センター所長

岩 田 圭 介

まちづくり戦略室理事
(人事担当)
まちづくり戦略室
企画政策推進監

廣 田 尚 司

寺 田 武 司

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 松 本 啓 子

議会事務局主幹兼係長 池 田 雄 哉

○会 期

令和7年8月19日から9月9日(22日)

○会議録署名議員

6番 奥野 学 7番 道工 晴久

一

議事日程

- | | |
|-------|------------|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 一般質問 |

○坂原正勝議長 皆さんおはようございます。

ただいまから令和7年第3回岬町議会定例会を開会します。

ただいまの時刻10時00分です。

本日の出席議員は11名です。中原議員については、遅刻の連絡がございました。

ただいま到着されました。本日の出席議員は12名全員です。

出席者数が定足数に達しておりますので、本定例会は成立しました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めております。

これより本日の会議を開きます。

○坂原正勝議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において指名します。6番、奥野学君、7番、道工晴久君、以上の2名の方にお願いします。

○坂原正勝議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日、8月19日から9月9日までの22日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○坂原正勝議長 異議なしと認めます。よって今期定例会の会期は本日8月19日から、9月9日までの22日間と決定しました。

それでは、今期定例会の開会にあたりまして、町長から挨拶を求められていますので、これを許可します。

町長、田代堯君。

○田代町長 ただいま、議長のお許しを終えましたので、令和7年第3回岬町議会定例会の開会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日、定例会を招集申し上げましたところ、何かとご多用中にも関わりませずご出席を賜り、心から御礼を申し上げます。

まず初めに、先月末に太平洋側の広範囲の地域において、津波警報や注意報が発表されました。また、先日は、熊本県で大雨特別警報が発表されるなど、こういう広範

団で多くの被害が発生いたしました。被害に終われ合われた皆様に哀悼の意を表し、心よりお見舞いを申し上げます。そして、1日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

本町においては、津波注意報が発表の際においても、人命に関わる大きな被害はなかったものの、日本国内では、避難中の事故や、避難所に冷房設備がない施設は施設も多く、猛暑の中、熱中症の警戒を行いながら、避難を行うことの課題や、SNSでの誤った情報発信がされるなど、様々な課題が認識されるとともに、日々の備えの大切さを改めて思い知らせる機会となりました。

本町では、住民の皆様からのご要望等もあり、先日8月2日には、多奈川地区において防災講習会を開催し、また8月31日には、防災防犯に関する講演会の実施を予定しており、引き続き、住民の皆様との、協働による安心安全のまちづくりを推進して参ります。

さて、町制施行70周年事業として、4月27日には記念式典を開催いたしました。また、6月28日には、深日港フェスティバルを開催し、7000人を超える多くのお客様にご参加いただきました。そして先日8月3日には吉本新喜劇&バラエティ inみさきを開催し定員を大きく超える約1200名の方の応募があり、残念ながら応募されたすべての皆様にはご覧いただくことはできませんでしたが、当日は、令和5年に発足された。よしもと岬町遊びつくし隊の皆様をはじめとする、お笑いタレントの皆様に岬町を盛り上げていただきました。さらに、大阪・関西万博においては、大阪府内で唯一の町村として、岬町の地域の皆様が盆踊りを世界に向け、披露していました、岬町の祭りの誇りの醸成に取り組んでいただきました。この他にもう3日岬町内では、様々な団体による記念行事などが開催されており、70周年の節目の年を祝い、未来に向け、まちの誇りや愛着の醸成に取り組んでいただいております。議会の皆様をはじめ、関係者の皆様のご尽力に対し、改めて心より御礼を申し上げます。

さて、本定例会にご提案申し上げております付議事件でございますが、令和7年度岬町一般会計補正予算第4次についてなど、補正予算については3件、岬町議会議員及び岬町岬町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正になど、条例の一部改正については3件。令和6年度岬町一般会計決算の認定についてなど、決算認定についてが8件。令和6年度を岬町健全化判断比率の報告についてなど、報

告についてが2件、以上議案6件。認定8件、報告2件でございます。何卒よろしくご審議いただきますようお願い申し上げまして、開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。どうかよろしくお願ひいたします。

○坂原正勝議長 以上で、町長の挨拶が終わりました。

○坂原正勝議長 日程第3、一般質問を行います。

順位に従いまして、質問を許可します。なお、登壇者については、発言が聞き取りにくいとの意見があるため、マスクを外した上で発言することといたしますので、皆様のご協力をよろしくお願ひします。

初めに、瀧見明彦君。

○瀧見明彦議員 ただいま、議長より発言のお許しをいただきました。瀧見明彦でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。昨年も私は同様の財政状況の質問をさせていただきました。これは、毎年度、岬町の財政状況を聞くことにより、岬町の健康診断をさせていただいております。どうか議員の皆様、また、この暑い中足を運んでいただきました。傍聴の皆様、最後までおつき合い、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、最初の質問をさせていただきます。令和6年度決算における岬町の地方債残高及び基金残高の概要についてお願い、お伺いいたします。ご答弁よろしくお願ひいたします。

○坂原正勝議長 財政改革部長内山弘幸君。

○内山財政改革部長 瀧見議員のご質問にご答弁させていただきます。

令和6年度決算一般会計の概要につきましては、明日、中口副町長よりご説明させていただくことになっており、重複する箇所がございますことをご了承願います。

まず、地方債残高につきまして、令和6年度での発行額が、過疎対策事業債や災害復旧事業債等の約2億6400万円であったのに対し、元金償還額は約6億7000万円であったことで、令和6年度末の地方債残高は、前年度末残高から約4億600万円減少し、約68億7800万円となりました。直近ピークである地方債残高の多い124億円からは大幅に減少し、また、70億円を下回るのは、平成6年度以来3

0年ぶりとなります。

次に、基金残高につきまして、令和6年度での主な取り崩しとして、個性豊かな活力あるまちづくりに資する事業に、岬ゆめ・みらい基金を、多奈川地区多目的公園の整備、維持管理運営経費に、多奈川地区多目的公園管理基金をそれぞれ取り崩したのに対し、財政調整基金は令和6年度決算の状況を鑑み取り崩しを行わなかったことで、総額約3億1700万円の取り崩しとなりました。令和6年度の主な積み立てにつきましては、ふるさと納税の増収に伴う岬ゆめ・みらい基金や、前年度の決算剰余金の一部や、普通地方交付税の再算定に伴う財政調整基金、昨年度より増額の金額を、庁舎整備基金へ積み立てを行ったことで、総額約3億9400万円の積み立てを行いました。その結果、令和6年度末の基金残高は、前年度末残高から、約7億7800万円増額の、約9億5100万円となりました。基金残高が増額となるのは、令和3年度以来3年ぶりとなります。

○坂原正勝議長 瀧見明彦君

○瀧見明彦議員 ご答弁ありがとうございます。

地方債残高、これはわかりやすく言えば、岬町の借金でございますね。それが4億飛び600万円減少して、68億7800万円となり、70億円を下回ったのは、平成6年度以来30年ぶりとのことでございました。これは、大変喜ばしいことだと思われます。また、基金残高、これは岬町の貯金でございますね。わかりやすく言うと、貯金に関しては、約7800万円増額の9億5100万円となり、これは令和3年以来、3年ぶりとのことで、これもまだ大変喜ばしいことだと思います。

それでは続けて、令和6年度決算における岬町の経常収支比率について、お伺いいたします。ご答弁お願ひいたします。

○坂原正勝議長 内山財政改革部長。

○内山財政改革部長 瀧見議員のご質問にご答弁させていただきます。

経常収支比率につきましては、人件費などの経常的に支出する経常経費充当一般財源が町税や普通地方交付税などのなど、経常的な収入である経常一般財源に占める割合を、財政構造の弾力性を示す指標ですが、本町の令和6年度決算につきましては、94.5%となり、昨年度に比べ、普通地方交付税の増加や、公債費が減少したことなどで、0.1ポイント改善いたしました。

○坂原正勝議長 瀧見明彦君。

○瀧見明彦議員 ご答弁ありがとうございました。

経常収支比率に関しましては、私、大変重要な比率だと、毎年同じことでございますが、この場で経常収支比率をお伺いしている次第でございます。令和6年度は、若干ではありますが、コンマ1%改善がされてると、ということで、これも引き続き、少しずつかもわかりませんけども、たゆまぬ努力が大事だと思いますので、引き続き、よろしくお願ひいたします。

ここで予定しておりました令和6年度決算における、健全化判断比率につきましては、私は監査委員をしておりますので、審査済みでございます。そのため、質問を取り消しさせていただきます。また、この審査に関しましては、ホームページに記載させていただいております。令和6年度決算審査意見書をご覧ください。よろしくお願ひいたします。

ここで町長にお伺いいたします。ちまたの噂では、岬町は、赤字と違うのとか、財政しんどいけど大丈夫なんとかいうことを、我々もよく聞かれます。そこで、令和6年度決算についての概要と、町長のご感想をお聞かせいただけますでしょうか。ご答弁をお願いいたします。

○坂原正勝議長 町長、田代堯君。

○田代町長 瀧見議員のご質問にお答えさせていただきます。

令和6年度の決算の概要、つまり内容についてお尋ねだろうと思いますので、少し細かくなりますけどもご説明させていただきます。私が町長に就任したときの本町の財政状況は、固定資産税の超過課税を皆様にご負担いただき、職員の退職手当については、地方債、つまり借金をして発行する財源を確保して、また事務職員の職員採用も6年間見送るなど、非常に厳しく、一般も通してない状況がありました。その後、住民の皆様、また議会の皆様のご協力をいただきながら、職員一丸となって行財政改革に推進し、企業誘致にも積極的に取り組むことで、長年の懸案であった固定資産税の超過課税を撤廃することができます。このことはすでに議会にご報告させていただいております。しかし昨今の長引く物価高騰や新型コロナウイルス感染症の流行により、住民の皆様の家計は多大な影響を受けられたと思います。そのような状況を鑑み本町では、住民の皆様の家計の負担軽減を第一に考え、住民の皆様に寄り添う施策を

これまで実施して参りました。今後については引き続き、住民ニーズに合ったサービスの提供や、昨今、その頻度、規模を増している自然災害への対応のため、さらに基金を確保する必要があると考えております。そのためにも私自身が先頭に立って新しい行財政改革計画である。集中改革プランに全力で取り組む所存でございます。そのような中で、一般会計の令和6年度決算ですが、収支については、財政調整基金から取り崩しを行わず、引き続き黒字決算を確保することができました。次に主な財政手法につきましては、先ほど財政改革部長から説明ありましたが、町債残高は、昨年に比べ約4億1000万円の減少し、68億7800万円となり、令和6年度以降以来、30年ぶりに70億円を下回りました。基金残高については、基金全体では昨年度から7800万円の増加し、約9億5100万円となり、中でも財政調整基金については、昨年度から約8800万円増加。約4億6700万円となりました。経常収支比率については、昨年度から0.1ポイントを改善し、94.5%となりました。実質公債比率については、昨年度から0.6ポイント改善し、11%となりました。そんな中で、私は、この経常収支比率については、議員ご指摘の通りですね、94.5%となっておりますけどまだまだ、ぜひそういう経常収支は脆弱でありますんで、大体これを80%台に持っていく必要があるのかなとこのように思っておりますので、さらに改革は進めていく必要があると思っております。このように、令和6年度の決算は、行財政改革の取り組み効果もあって、着実に改善の兆しを見せてていると考えております。しかし正直高齢化に伴う人口減少や老朽化している公共施設等、本町を取り巻く環境は依然として厳しいものがあります。また、経常収支比率については、改善はしたものの、先ほど申し上げました通り、他団体と比べると、依然として高い水準にあります。本町は今年、町制70周年を迎ましたが、今後も引き続き、持続的な発展ができるよう、私はこの令和6年度の決算状況に気を緩めることなく、本町の財政運営を行って参る考えでありますので、以上が、町財政の今の概要でございますので、ご理解賜りますようよろしくお願ひいたします。

○坂原正勝議長 瀧見明彦君。

○瀧見明彦議員 町長ご答弁ありがとうございました。

そして、令和6年度決算及び行財政改革に取り組まれました皆様、大変お疲れ様でございました。

これからも、将来の財政負担を見据え、現在私たちが直面しております物価上昇に確実に対応し、また住民の皆様に安定した行政サービスが堅実に提供できますように、安定した財政運営を引き続きお願い申し上げます。最初の質問はこちらで終わらしていただきます。では次の質問に進みます。

次に、多奈川小学校のプラネタリウムについてお伺いいたします。

最初にこのプラネタリウムの歴史について教えていただけますでしょうか。ご答弁をお願いいたします。

○坂原正勝議長 教育次長 松井文代君。

○松井教育次長 瀧見議員のご質問にお答えいたします。

多奈川小学校に設置されております。プラネタリウムは、全国的にも大変珍しく、貴重な教育財産でございます。大阪府内におきましても、プラネタリウムを有する小学校は、多奈川小学校を含めて4校のみとなっており、その希少性からも貴重な町の教育財産と認識しております。当該プラネタリウムの設置につきましては、かつて校区内に産地があった谷川瓦と関わりがあるとされております。谷川瓦を運搬する際に、星空を頼りに航海が行われていたとの伝承もあり、そうした地域の歴史や文化との繋がりから、昭和56年3月に設置されたものと伺っております。

○坂原正勝議長 瀧見明彦君。

○瀧見明彦議員 ご答弁ありがとうございます。

皆さん、お聞きになられたように、大阪府でもプラネタリウムを有する小学校は、わずか4校。4校のうちの1つが、多奈川小学校なんですね。大変貴重な教育財産であるとのお答えでしたが、本当に貴重ですね。私もスマホで学校のプラネタリウムとかですね、小学校のプラネタリウムとかというのを検索してみましたが、本当に少ないですね。まず、あまり出てこない。何とか科学館とかですね、例えば、大阪市内にあるこども科学、ごめんなさいちょっと忘れました科学何とか館というの中には大きなプラネタリウムがあったりとかするんすけども、学校に備わってるというのは本当に珍しい、貴重な教育財産であるとのお答えそのものであると認識しております。

それでは次にプラネタリウムの現状と利用状況を教えていただけますでしょうか。よろしくお願いいたします。

○坂原正勝議長 松井教育次長。

○松井教育次長 瀧見議員のご質問にお答えさせていただきます。

多奈川小学校に設置されておりますプラネタリウムの利用状況につきましては、同校において年間5回の天文教育を実施しており、児童の理科学習の一環として活用されております。多奈川小学校以外の町内小学校におきましても、校外学習の一環として、プラネタリウムを訪れるなど、町全体の教育活動に寄与しております。さらに、町内の保育所や幼稚園の園児を対象した。見学受け入れに加え、今年度は、地域住民の方々を対象とした。地域開放も2回実施しており、地域の開かれた教育資源としての活用も進めているところです。その他、民生委員・児童委員協議会の児童部会による研修の場としてもご利用してご利用いただきしております、教育的・社会的に有効な施設として、幅広い世代に活用されているところでございます。

○坂原正勝議長 瀧見明彦君。

○瀧見明彦議員 ありがとうございました。

先ほど説明にございました、地域住民の方々を対象とした地域開放等をさってることで今年は2回されたんですね。そのうちの初回初日に私は大里議員と一緒に行きました。実際にプラネタリウムを見せていただきました。ちょっと予想してたよりも、大変素晴らしいもので、あれだけの施設があるというのは、本当に岬町にとって、教育財産というよりもですね、本当に町の財産というようなことを感じました。町の財産という認識をした次第でございますが、もっともっとこれから、プラネタリウムを、維持管理それから教育現場の財産として使われるに当たりまして、今後の維持管理と、設備更新などについて教えていただけますでしょうか。ご答弁よろしくお願いします。

○坂原正勝議長 松井教育次長。

○松井教育次長 瀧見議員のご質問にお答えさせていただきます。

今後の維持管理及び設備の更新につきましては、現在プラネタリウムの保守点検を年1回専門業者に委託しており、適切な維持管理に努めているところでございます。点検内容といたしましては、星座ランプの点灯確認モーターの動作確認、各種スイッチ類の動作確認など、機器が正常に作動するかどうかを点検し、安全かつ安定的な運用を図っております。しかしながら、本設備は、昭和56年の設置から44年が経過

しており、老朽化が進んでおります。今後、補修部品の確保が困難となり、維持管理が不可能となった場合には、設備の更新が必要となると認識しております。現時点では、業者のご協力により、部品の在庫を確保していただいたり、ハロゲンランプについては、自動車用のランプで代替するなどの工夫により、引き続き、当時のプラネタリウムを活用できている状況でございます。なお、設備の更新が必要となった場合は、多額の事業費が必要となることから、国や府の補助金などのなどについても確認して参りましたが、現状では、該当する補助制度は見当たらず、財源確保が大きな課題であります。今後の施設のあり方や活用状況なども踏まえながら、慎重に検討して参りたいと考えております。

○坂原正勝議長 瀧見明彦君。

○瀧見明彦議員 ご答弁ありがとうございました。

なかなか、国や府の補助金等が見つからないということでございますが、設置以来44年が経過しているとのことで、老朽化が否めないというのは事実でございますね。ただ、ただですね、岬町の貴重な教育財産として、1年でも長く、子供たちや地域の方々に親しまれ、郷土の誇りとしてですね。受け継がれることを希望いたしまして、次の質問に移りたいと思います。

次は、コミュニティバスの利用促進についてであります。まずは、基本路線及び支線の過去3年間の利用状況を教えていただけますでしょうか。よろしくお願ひいたします。

○坂原正勝議長 しあわせ創造部総括理事辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部総括理事 瀧見議員のご質問にお答えします。

コミュニティバスの利用者数は、令和4年度では、基本路線10万9582人。乗継支線1万2062人。合計12万1644人。令和5年度では、基本路線11万5286人。乗継支線1万2651人。合計12万7937人。令和6年度では、基本路線10万5805人。乗継支線1万3402人。合計11万9205人という状況でございます。

○坂原正勝議長 瀧見明彦君。

○瀧見明彦議員 ありがとうございました。

過去3年間の利用状況については、よく理解することができました。

次にですね、支線の利便性の向上について、どのように考えをお持ちなのでしょうか。ご答弁お願ひいたします。

○坂原正勝議長 辻里総括理事。

○辻里しあわせ創造部総括理事 瀧見議員のご質問にお答えします。

現在運行しております支線は、平成28年から自家用有償旅客運送方式により、本町が運行主体となって運行を開始し、従来からの支線の路線を継承して運行しておりますが、乗り継ぎ支線は当初基本路線に乗り継ぐために、基本路線の最寄りのバス停までの運行としておりました。しかし、基本路線と同じルートを走行することから、現在のように、基本路線のバス停にも停車するようになりました。その後、道の駅、多奈川西、淡輪黒崎地域への路線拡大。望海坂地区への大型店舗進出に伴う望海坂地区までの路線拡大。多奈川線の減便など、運行路線に係る状況が大きく変化してきましたが、運行路線を初め、運行ダイヤなど、できる限りの利便性を図って参りました。これまでの運行地域と路線の拡大により、支線の運行は非常に厳しい状況にあり、基本路線と電車の乗り継ぎ調整も困難をきわめている状態です。本町のコミュニティバスは、基本路線、支線とともに、住民の移動手段として定着していると考えており、今後も高齢化の進展に伴い、バス需要と利便性の向上も高まるものと考えております。引き続き、利便性の向上を図りながら、乗りたいときにバスがある状況の実現を模索して参りたいと考えております。

○坂原正勝議長 瀧見明彦君。

○瀧見明彦議員 ありがとうございました。

実はですね、私もこのコミュニティバスの質問をするに当たりまして、支線の2路線を実際に乗って参りました。

1つのみさき公園から道の駅を経由し、一度みさき公園に戻ってくるんですね。それからまた、望海坂大型店舗を回るようなルートがあつてみさき公園に帰ってくるルートが約1時間30分。それとみさき公園を出発して、孝子から役場を回り、東畠西畠経由でみさき公園に戻ってくるルートが約2時間。大変長い旅でした。それでですね、運転士さんから、いろんなお話、正直、4時間近く乗ってましたんで、いろんなお話を伺いすることができました。そこで驚いたのは、運転士さんが何曜日のこの便には、どんな人が乗ってますよと。ちょっと、個人情報にも関わるんすけども、

あの方はどこどこ行かれますとか、いろいろそういうことまでいろんなことまで、把握されてて、非常にきめ細かな対応をされてると。ということを知りました。これはですね乗車するお客様が少ないから出来ると違うのかと言われる方がいると思いますが、これこそ地域に根づいた交通機関ではないでしょうか。ただ少し残念だったのは、望海坂から小学校へ通う子たち、全員に支線を利用をしてもらうことができないということでございました。そこでですね、望海坂から通うお子様たち全員に支線を利用してもらうことは、いかがなものでしょうか。ご答弁よろしくお願ひいたします。

○坂原正勝議長 辻里総括理事。

○辻里しあわせ創造部総括理事 瀧見議員のご質問にお答えします。

今現在考てておりますのは、小学生の帰宅時間に合わせたコミュニティバスの利用について、本来のコミュニティバスの運行目的には馴染まないと考ておりますが、現在、教育委員会を中心に検討を進めているところです。コミュニティバスの運行スケジュールや運行本数に一定の制約があり、また、運行車両や運転手の確保など、コスト面からも、慎重な検討が必要です。引き続き、教育委員会と連携しながら、実現に向けて努力して参りますので、ご理解賜りますようお願いします。

○坂原正勝議長 瀧見明彦君。

○瀧見明彦議員 少しだけ残念なご答弁でございましたが、引き続き、教育委員会と連携してご検討していただけるということでぜひよろしくお願ひいたします。

また、ご答弁の中にありました。コスト面からの慎重な検討が必要とのことでございますが、ではバスの運行に関わる経費は現在どのようになっているのでございましょうか。ご答弁よろしくお願ひいたします。

○坂原正勝議長 辻里総括理事。

○辻里しあわせ創造部総括理事 瀧見議員のご質問にお答えします。

コミュニティバスの運行経費につきましては、主に委託料、修繕料、車両維持管理費、保険料などが含まれております。令和6年度決算ベースで、コミュニティバス運行に係る歳出額は7762万9000円でございます。

次に、この経費を賄うための財源ですが、利用者からの運賃収入758万2000円。コミュニティバス運行事業債、過疎対策3500万円。ゆめ・みらい基金3040万円。残りの一般財源につきましては、特別交付税を活用することで、できるだけ

町の調整負担が生じないように本事業を実施しております。

コミュニティバスは、地域住民の日常生活を支える重要な交通手段であり、その役割や意義は、単なる収益追求ではなく、地域福祉や、地域の活性化と考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひします。

○坂原正勝議長 瀧見明彦君。

○瀧見明彦議員 ありがとうございます。

町の財政負担が生じないように、かつ、地域住民の日常生活を支える。貴重な交通手段としてこれからも、単なる利益追求だけでなく、地域に定着した、コミュニティバスであり続けて欲しいと、私も思います。

それでは最後になりますが、住民の皆様からもご要望の多いダイヤ改正はどのようにになっているのでしょうか。ご答弁よろしくお願ひします。

○坂原正勝議長 辻里総括理事。

○辻里しあわせ創造部総括理事 瀧見議員のご質問にお答えします。

現在のコミュニティバスの運行ダイヤは、令和5年10月の本線のダイヤ改正並びに多奈川線減便によるバスへの影響を勘案し、令和6年4月から適用しております。しかし、多奈川線の平日午前9時台から16時台まで、休日の午前8時台から17時台まで、1時間に1便に減便されたことに伴い、本来多奈川線がない時間帯を基本路線及び支線で補完すべきところ、十分な役割が果たせていないことは承知しております。公共交通に関する住民アンケートや、バス利用者実態調査においても、電車との乗り継ぎ改善のご意見が非常に多いところです。コミュニティバスのダイヤ改正にあたっては、南海本線のダイヤ改正の有無に大きく影響を受けますので、慎重に取り扱う必要があります。一昨年も10月ごろにダイヤ改正が行われておりますので、その時期をめどにコミュニティバスのダイヤ改正を検討したいと考えております。

○坂原正勝議長 瀧見明彦君。

○瀧見明彦議員 ありがとうございます。

どうか住民の皆様の期待にこたえられますような、ダイヤ改正をお願いいたします。そしてこれからも地域の足として、また、地域福祉や地域の活性化のため、ますますのご活躍、ご検討を祈願いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○坂原正勝議長 瀧見明彦君の質問が終わりました。

次に、大里武智君。

○大里武智議員 議長の許可を得ましたので、一般質問させていただきます。大里武智です。

今年は岬町が昭和30年に淡輪村、深日町、多奈川町、孝子村が合併して、誕生してから70周年です。町内各地で町政70周年の銘打った行事が開催されています。ただ、昭和30年にスタートした岬町と、令和の現在の岬町は、地域社会・地域コミュニティにおいて大きく変化しています。今後予想する上でも、課題が多く生じる可能性があります。その原因は、人口減少と少子高齢化に起因することが多いように考えます。昭和30年に合併時の岬町人口は、約1万9500人。その後、昭和55年に約2万2900人をピークとして、減少に転じています。そして、現在の人口は約1万4100人。また、15歳から64歳の生産年齢人口も昭和55年から減少傾向にあり、平成7年に65歳以上の老齢人口が、14歳までの年少人口と逆転して、高齢化が進んでいます。そして、このままいけば、2050年ごろには、町全体の約60%近くが65歳以上になる予想です。そこで、今回は、この少子高齢化が深刻な岬町において、地域コミュニティのあり方について、質問させていただきます。

まず初めに、地域コミュニティーの中心的な存在である、自治会・自治区についてお伺いします。町内の自治区の数と加入率をお願いします。

○坂原正勝議長 危機管理監 寺田晃久君。

○寺田危機管理監 大里議員のご質問にお答えいたします。

本町の自治区の総数についてですが、本町には61の自治区があり、淡輪地区で22、深日地区で20、孝子地区で3、そして、多奈川地区では16の自治区となります。また、本町住民の自治区への加入率を求めるにあたり、加入世帯数につきましては、自治区長から報告された。本年4月1日現在の広報関係、配送先数の数値をもとにしたものであり、総世帯数につきましては、同日における、外国人世帯を含んだ数値を用いました。これによりますと、本町住民の自治区への加入世帯数は、令和7年4月現在で5861世帯、総世帯数は7351世帯で、加入率は約80%となります。

○坂原正勝議長 大里、武智君。

○大里武智議員 自治区への加入率が約80%。総務省が2021年に全国600の市

町村を調査したところ、加入率は、2010年度78%から2020年度には71.7%に低下しているようです。それと比べると、本町では高い加入率を維持していますが、約20%の住民の方は加入していないのが現状です。

それでは、自治区に加入するメリットはどのようなことが考えるので考えられるのでしょうか。また、活動内容について、少し詳しくお聞かせください。

○坂原正勝議長 寺田危機管理監。

○寺田危機管理監 大里議員のご質問にお答えいたします。

自治区に加入することで、地域の防災や防犯、環境美化や、地域の見守りなどの活動への参加、住民同士の交流などが期待できます。本町における自治区とは、いわゆる自治会や町内会のように、地域のみんなが笑顔で暮らせる元気なまちを作りたい。そんな思いを持って、地域住民が自主的に組織し、助け合いや地域活動を行う組織のことを指しており、市町村が、地方自治法等に基づき、条例で設置する内部組織ではありません。

このため、統一した活動内容はありませんが、地域住民が安心して暮らせるまちづくりのために、日々の生活を送る中で、送る中で起こる災害・住環境、防犯、交通、福祉の分野における課題の解決に向けて様々な活動が行われているという自治区もあると聞き及んでおります。

○坂原正勝議長 大里武智君。

○大里武智議員 ありがとうございます。

今、聞かせていただけましたが、自治区の活動は、地域住民が自主的にその地域の防犯や防災、環境美化や行事等を、助け合いながら行っているとの回答でした。

また、行政からの連絡事項の伝達にも期待しているところが、多いと思は思われます。ただ、全国的に少子高齢化と、地域の繋がりの希薄化が高まる中、若年層の加入率の低下や、役員の高齢化により、担い手不足による、持続可能の低下などが問題、課題となっております。岬町において、役員のなり手不足や、担い手不足はどうでしょうか。また、現在の自治区長の平均年齢はどれくらいなんでしょうか。

○坂原正勝議長 寺田危機管理監。

○寺田危機管理監 大里議員のご質問にお答えいたします。

本年4月に原則2年間を任期といたしまして、自治区長の改選が行われ、すべての

自治区から自治区長就任の届け出をいただいたおり、現在欠員は生じておりません。

なお、選出方法につきましては、自治区内部で定められたルールに基づき行われております。また自治区長の平均年齢につきましては、本年4月1日現在で68歳となっております。

○坂原正勝議長 大里、武智君。

○大里武智議員 岬町においては、各自治区長は無事に選任されているとのことでした。

また平均年齢も68歳ということでした。思っていたより少し若いような気がします。しかし、全国的に役員運営の担い手不足、役員の高齢化、近所付き合いの希薄化、加入率の低下など、地域活動への参加が難しくなっている要因は、高齢化以外にも、時間が取れることや、自治区活動や運営方法が、今の時代に、マッチしておらず、魅力的な活動としてとらえられていないこともあるかもしれません。

しかし、他方で、防災分野において、災害リスクが高まるとともに、地域コミュニティにおける必要性が高まっています。先日も、九州や北陸で線状降水帯の発生により、大雨、大きな被害を受けています。その中、被災地の住民らは暑い日差しが降り注ぐ中互いに助け合いながら復旧作業をされていました。気象庁の短時間協議に関するデータによると、全国の1時間の降水量50ミリ以上の年間発生回数が増加しています。このような災害の予防や災害時の対策活動について、自治区と行政の役割・連携についてどのように考えておられるのでしょうか。

○坂原正勝議長 寺田危機管理監

○寺田危機管理監 大里議員のご質問にお答えいたします。

地震や風水害などの災害に対して、住民みずからが備えるための地域コミュニティーといたしましては、自主防災組織があります。自主防災組織とは、自分たちの地域は自分たちで守るという共助の精神により、自治区を単位とした、地域住民の自衛意識と連帯感に基づいて結成される組織のことです。自主防災組織の役割といたしましては、地域住民が連携して、地域の被害を最小限に抑えることが期待されます。活動内容として、平常時には避難経路、場所の把握、地域内の危険箇所の把握、防災資機材の備蓄や点検などの活動が、また、大規模な災害が発生した場合には、避難誘導、呼びかけ、避難地での安否確認などの活動が挙げられます。また、自主防災組織と行政との連携についてですが、過去の大規模災害では、自治体の職員も被災し、参集す

ることができず、決して公助だけでは災害対応ができないことが明らかとなっており ます。そのようなとき、実際に避難所で生活する地区や自主防災組織が中心となって、 共助により、避難所の開設運営をすることが必要となります。現在町内には 61 の自 治区に対しまして、48 の自主防災組織が結成されており、本町といたしましては、 今後も自主防災組織の活性化や、組織の再構築について支援していきたいと考えてお ります。具体的には、先日、多奈川地域の港・東・中、そして西地区を対象に防災講 習会を開催し、自治区の皆様に対し、岬町総合防災マップ等の説明及び本町の防災へ の取り組みについて説明する機会をいただきました。地区の皆様が開かれている災害 への向き合い方など、貴重なご意見をちょうだいいたしました。

しかしこのような場合であっても、実際に災害発生時には、自分の命は自分で守る 行動、そして地域で助け合う行動が必要になります。そのためには、避難のタイミング や避難経路など、住民みずからが考え、具体的に決めておくことが有効となります。 これら住民の防災意識向上のために、本町では、今後も防災訓練や防災講習会、そし てコミュニティータイムライン作成の支援などを実施することで、住民の皆様の自助、 共助の意識啓発に努めて参ります。

○坂原正勝議長 大里武智君。

○大里武智議員 防災公演の住民様からの貴重なご意見、しっかりとご検討いただきた く、お願い申し上げます。

自治区・自治会の起源には諸説あるそうですが、1923年の関東大震災が契機 となっており、各地で形成された自警団が発展したものと見られています。また、平 成7年の阪神淡路大震災や平成23年の東日本大震災、昨年の能登半島地震において、 倒壊した家屋などに閉じ込められ、救助された多くの方は、救助隊などの他、近隣住 民によって救助されています。地域コミュニティは、災害時においては、災害発生直 後の住民の安否確認。初期救助活動、情報の伝達、避難所の運営、被災した住民住居 をねらった窃盗などを防ぐための見回りなど、重要な役割を果たします。また、平常 時における防災訓練の実施。住民の防災意識や災害時の準備の喚起など、防災、減災 に大きな役割を果たしています。自主防災組織の中核を担っている自治区と自治体が 連携をさらに深め、防災講習や防災訓練を充実させることによって、いつ起るかわ からない災害に備え、防災と減災の意識を住民の方々に、強めていってください。そ

これから、自治区以外の、地域コミュニティ。また、自治区に加入していない方々のものも含め、過疎化、高齢化が進む岬町において、地域コミュニティの多様な主体が地域社会において変化するに変化するニーズに的確に対応していかなければなりません。

そのためにも、住民間の連携が深まる工夫と、持続可能な形で活用できるような、地域の住民が、公民館や小学校などの誰もが、気楽に利用できる公共施設を活動主拠点にした新しい地域コミュニティづくりも必要だと考えます。そこで、地域社会におけるコミュニティースペースをコミュニティースペースとしての役割を果たす社会教育施設について、お伺いします。町内において、社会教育施設の利用状況を各施設毎にお願いします。

○坂原正勝議長 教育委員会理事、岩田圭介君。

○岩田教育委員会事務局理事 大里議員の質問にお答えいたします。

令和6年度になりますが、年間利用日数を開館日数で割った利用率と、延べ人数で回答いたします。最初に淡輪公民館ですが、利用日数252日に対し、開館日数が252日となりますので、利用率は100%となります。また、利用延べ人数は8481人となります。

次に、青少年センターですが、利用日数154日に対し、開館日数が254日となりますので、利用率は60.6%となります。また、利用延べ人数は1908名となります。

次に文化センターですが、利用日数252日に対し、開館日数が254日となりますので、利用率は99.2%となります。また、利用延べ人数は7089名となります。

次に、岬の歴史館ですが、利用日数174日に対し、開館日数が250日となりますので、利用率は69.6%となります。また、利用延べ人数は2236名となります。

次にアップル館ですが、アップル館は、指定管理者からの令和5年度の事業報告書に持つ基づき、利用日数208日に対し、開館日数が208日となりますので、利用率は100%となります。また、利用延べ人数は1890名となります。

○坂原正勝議長 大里武智君。

○大里武智議員 町内の社会教育施設。5施設においては、老朽化、耐震化が大きな問

題になっていますが、様々な活動で利用されています。

しかし、各種、各施設においても、利用率の低いスペースもあると思います。地域に住む住民が、どのようなニーズを持って、何を必要としているかを把握することが必要です。高齢化が進む岬町において生きがいや趣味の創出、孤立感を避けるため人が集う場所。社会教育施設における地域コミュニティのあり方、さらに利活用できる環境づくりが求められています。この人口減少と少子高齢化が深刻な地域コミュニティの希薄化、グローバル化の進展など、社会地域社会が抱える課題が複雑化、困難化している中、この5つの社会教育施設を含め、社会教育が地域コミュニティとどのようにこれから関わっていくべきだと考えておられますか。

○坂原正勝議長 岩田教育委員会理事。

○岩田教育委員会事務局理事 大里議員の質問にお答えいたします。

近年、地域社会における人と人との繋がりの希薄化や、少子高齢化の進行に伴い、地域コミュニティーの再生と強化が重要な課題となっております。こうした中、地域住民が主体的に参画し、ともに学び合い、地域課題の解決に取り組む社会教育の役割はますます重要性を増しているところでございます。

子供から高齢者に至る学びは社会性を育み、人と人の繋がりが保たれた地域づくりに資するものであり、住民のニーズに合った多様な学びの場の提供は、活気ある地域づくりに必要であると考えております。

本町におきましても、社会教育の一環として、団体活動支援では、非行防止の啓発や登下校の見守り、PTA活動、文化祭の開催を行い、学校教育外での地域住民の学びでは、例えば太鼓教室、料理教室、男子ダンス教室など、隣保館である文化センターの事業や、青少年センターでの事業を、文化事業では、興善寺に安置されている3仏像の修復支援や、やぐらや盆踊りに係る修復や啓発の支援といったものがあり、これらができるコミュニティに関わることで、住民一人一人の学びを支援し、地域社会への参画意識を高めているところでございます。

今後とも、住民一人一人が地域の一員としての自覚を持ち、相互に支え合いながら、持続可能な地域社会を形成していくために、社会教育を基盤とした地域コミュニティづくりを推進して参りたいと考えております。

○坂原正勝議長 大里武智君

○大里武智議員 ありがとうございます。

自治区の活動と地域コミュニティの基盤を支える、今後の社会教育との連携は、地域の繋がりや関わりをつくり出し、協力し合える関係づくりと、持続可能な地域コミュニティの基盤になると思います。

町長の挨拶や、岩田理事の回答にもあった。地域の伝統や行事盆踊りや祭りなどを通して、自治区と地域コミュニティの維持、活性化・社会人のリカレント教育や、障害者の生涯教育。外国人の日本語学習の機会など、社会的包摂の観点を含めた社会教育の連携が、地域の担い手の多様化、地域コミュニティーの活性化に期待できると思います。

また、コミュニティスクールの取り組みにも期待しています。先週、町内の何ヶ所かの盆踊りに参加させていただきました。各自治区の役員の方や、保存会、実行委員会の方々が、準備や当日の運営、後片付けの大変さを感じました。そして、高齢化が進む自治区もあり、これから課題も多いと感じました。

また、先週末は休校中の孝子小学校で、地域の方々が夕涼み会と盆踊りを開催され、たくさんの人でぎわっていました。そして今週末、23日にも多奈川小学校で盆踊り大会が開催されます。PTAの方々、地域の方々が中心になり、ふるさとに帰ろう。とうたって、ふるさとを思い、伝統を守っていく貴重な取り組みだと感じています。

コミュニティスクールから学校を中心とした地域コミュニティ。スクールコミュニティというものかと思います。先ほど瀧見議員が質問されていた、多奈川小学校のプラネタリウムの地域開放。30名近くの方々が参加されていました。また、昨年12月議会で質問させていただきました。地域とともにある学校づくりとして、地域の方々が訪れるることもできるように、学校図書館の可能性について確認させていただきます。当時、松井教育次長は、学校の図書館をコミュニティスクールの一環として、地域に開放することは、学校と地域がともに成長する大きな可能性があると考えていますが、地域開放を実現するにあたっては、学校関係者の理解と協力は不可欠であり、学校と十分に協議し、検討してみたいと考えますとの回答でした。

今回、コミュニティスクールと社会教育のあり方を考える中で、学校図書館を地域コミュニティの拠点となる。社会教育施設の可能性について、お伺いします。

○坂原正勝議長 松井教育次長。

○松井教育次長 大里議員のご質問にお答えいたします。

学校図書館を地域のコミュニティの拠点とするには、施設管理責任や安全確保、図書の貸し出し管理、さらには、学校教育活動への影響など、慎重に整理、検討すべき課題が多くあります。12月議会で答弁した通り、各学校や教育関係者と慎重に協議をし、検討したいと考えております。

○坂原正勝議長 大里武智君。

○大里武智議員 よろしくお願ひします。

しっかりと、そして慎重に協議、検討をお願いします。学校関係者へ負担をかけることも懸念されますが、教育と福祉、子供と地域の方々の新しい居場所なるようできる方法を検討してください。図書室を2階から1階に移すだけでも、可能性が、活用方法が大きくなります。また、議会の公民館図書館等建設整備検討委員会にも、住民の方から、生涯学習の元となる社会教育施設について、従前から活発に公民館活動される住民のためにも、施設更新が求められ、また、図書室についても、淡輪地域は老朽化した公民館内の図書室となっており、現状の根本的な見直しが必要です。

また、適切な時期に、各学校図書館を含め、町内の社会教育施設のあり方を検討する必要もあると考えます。との申し入れもいただいております。子供から高齢者まで、集える場所、そして、学び続けることができる環境を、地域コミュニティの核にして欲しいと思います。子どもと一緒に調理実施をしたことにより、子どもの気持ちがわかった。と話している方もいらっしゃいました。不登校児童、生徒が増え続ける学校や、将来の予測困難な時代となった社会、人生100年時代における共生社会や、子ども真ん中社会の実現に向けた対応が求められています。いつまでも様々な活動がしたい、学び続けたいと思う住民のために、地域コミュニティの基礎を支える、今後の社会教育、社会教育施設のあり方の検討、よろしくお願ひします。

続きまして、以前にも質問させていただきましたが、岬町内各地で、野良猫による苦情が絶えません。現在、担当課の方には、この野良猫による苦情はどのようなものがどれくらい届いているのでしょうか。

○坂原正勝議長 しあわせ創造部総括理事 辻里 光則君。

○辻里しあわせ創造部総括理事 大里議員のご質問にお答えします。

苦情件数につきましては、年5件程度を寄せられております。苦情内容につきまし

ては、野良猫にえさをやっている、野良猫が家の敷地に入ってきて糞尿をする。空き家に野良猫が住み着いているなどの苦情が寄せられております。

○坂原正勝議長 大里武智君。

○大里武智議員 前回と同様の苦情が届いていますが、今年の4月から実施された、飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金制度と、手術のための、捕獲器の貸し出しによって、住民ボランティアの方々の協力で、野良猫が増え続けることに歯止めがかかり、野良猫の頭数が減ることと、苦情も減ることに期待したいと思います。

制度作成と予算の確保にご尽力ください。本当にありがとうございました。そこで、まだ始まったばかりですが、この岬町独自の飼い主のいない猫不妊去勢手術補助制度、実施状況と、従来からある動物基金による、さくらねこ無料不妊手術チケットの申請ケースと、実施件数お願いします。

○坂原正勝議長 辻里総括理事。

○辻里しあわせ創造部総括理事 大里議員のご質問にお答えします。

本町では、本年4月1日から、町単独事業により、岬町内における野良猫の繁殖を抑制するための、不妊去勢手術活動を実施するものに対して、予算の定める範囲内において、その費用の一部を、補助する事業を開始いたしました。補助金の額は1個体、5000円が上限となります。実施状況につきましては、7月末で12件の申請があり、申請期間内に捕獲し、実際に不妊去勢手術をされた件数は2件となっております。

また、さくらねこ無料不妊手術チケット行政枠の実施状況につきましては、令和6年度の実施申請件数は158件。チケットの配布数は75枚で申請期間内に捕獲し、実際に不妊手術をされた件数は37件となっております。

○坂原正勝議長 大里、武智君。

○大里武智議員 両方の補助制度においても、申請件数と実際に不妊去勢手術の実施件数に大きな違いが見られる現状です。制度の不正利用防止のため、現在は事前申請が必要ですが、実際、この制度を利用して、ボランティア活動を行っている方から、ご意見を伺う機会がありました。

その方によると、申請した猫以外の猫が捕獲器にかかった場合、捕獲できた猫を申請していないからと逃がすわけにはいかないため、全額負担となります。そういうことが重なり、多額の出費になります。有効期限もあるため、1度に複数頭の申請捕獲

としなければなりませんとのご意見をいただきました。他の方からも、地域にいる猫は複数いてピンポイントに、この猫を捕獲して手術するための申請することは困難だと意見をいただいております。捕獲予定以外の猫が捕獲された場合や、申請の仕方の改善にご検討はいただけないでしょうか。

○坂原正勝議長 辻里総括理事。

○辻里しあわせ創造部総括理事 大里議員のご質問にお答えします。

本町では、野良猫の繁殖を抑制するため、不妊去勢手術費用の補助金制度を設けております。この制度は、事前申請を原則としており、その理由は予算執行や支援対象となる野良猫の把握、また、適正な管理運営を行うために必要な情報収集を円滑に進めることにあります。

しかしながら、ご指摘の捕獲予定外の野良猫につきましては、確かに予期せぬ状況が生じることも想定されます。こうした場合には例外的措置として対応できる仕組みを検討すべきだと認識しております。今後は、先進自治体を参考に検討を進めて参りたいと考えております。

○坂原正勝議長 大里武智君。

○大里武智議員 ご検討よろしくお願ひします。

自治体独自でこのような制度を実施している先進自治体で、申請時期を、事前申請から手術後に変更して、補助しやすく改善している自治体も確認できます。そしてもう1つ、不妊去勢手術のための、捕獲器の貸し出しについてお伺いします。

今年度購入していただきました貸し出し用の捕獲器について、借りた住民の方から、丈夫で扉のロック機能、えさの準備の開閉機能については、簡単で使いやすいとのご意見をいただきました。ただ、残念なことが、大きさが小さ過ぎるとの意見を複数いただいております。この他機器の購入にあたり、どのように考えておられますでしょうか。

○坂原正勝議長 辻里総括理事。

○辻里しあわせ創造部総括理事 大里議員のご質問にお答えします。

本町では、本年4月から町内に生息している野良猫に不妊去勢手術をするための目的で、野良猫を捕獲する捕獲器の貸し出しを行っております。

捕獲おりの苦情等につきましては、捕獲おりが小さいで大きくして欲しいとの要

望がありました。現在、本町では、捕獲おりの貸し出しに当たり S サイズを採用しております。これは多くの野良猫が比較的小型であることと、設置場所などを考慮した結果でございます。具体的には、捕獲おりが大きくなると、その取り扱いや設置、撤去時の安全性が低下したり、設置による周辺の住民や通行者への影響も懸念しておりますが、今後は、実際の運用状況や安全性などを含め、検討を進めて参りたいと考えております。

○坂原正勝議長 大里武智君。

○大里武智議員 野良猫も小さな猫から比較的大きな猫まで様々です。

捕獲器が小さ過ぎると警戒したり、捕獲が困難になることもあるようです。大きめの捕獲器の用意もぜひお願いします。

初めに伺いましたが、これまで、淡輪、深日、孝子、多奈川の各地で、この野良猫に対する苦情や要望は続いております。それは一部の無責任な方による捨て猫や無責任なえさやりに起因することが多いと思います。今後このような、補助制度の充実によって、野良猫の数の減少と、マナーやルールに則ったえさやりや、猫の世話することによって、苦情の減少になると思いますが、担当課としてはどのように考えておられるでしょうか。

○坂原正勝議長 辻里総括理事。

○辻里しあわせ創造部総括理事 大里議員のご質問にお答えします。

野良猫による様々な生活環境被害が減っていくことが期待できる、取り組みやルールづくりについて、令和 6 年 3 月・12 月定例会において、大里議員から一般質問をいただき、先進自治体の調査研究を行っているところでございます。

先進事例が、本町の実情に適しているのか、また住民・ボランティア・行政が 3 者協働で行う地域猫対策の役割分担などについて、慎重に検討を重ねているところで、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

○坂原正勝議長 大里武智君。

○大里武智議員 ありがとうございます。

慎重に、そして早急にご検討よろしくお願ひします。今も辻里総括理事の言葉にありましたが、住民から苦情を言われる野良猫から地域の方々から見守っていただける地域猫になるようご検討お願ひします。

最後に、不妊去勢手術の補助金については、現在の補助金額では不足し、特に雌猫に対しては負担する金額大きいことや、他市で認められているワクチン等の獣医が認めた経費を補助対象にして欲しいなどの意見もいただいています。厳しい予算内ではありますが、今後ご検討いただけることを願って、私の一般質問を終わらせていただきます。

○坂原正勝議長 大里武智君の質問が終わりました。

次に、奥野学君。

○奥野学議員 自由民主党、自民岬の奥野学です。

質問に入る前に、去る7月12日土曜日と7月13日日曜日の両日、大阪の空を駆け抜けたブルーインパルスの皆さん、本当にありがとうございます。青空に描かれた美しい軌跡は、見上げる人々に笑顔と感動を届けてくれました。パイロットや地上スタッフをはじめ、この日のために何年間も要望や準備を重ねてくださったすべての関係者の皆さんに心から感謝いたします。大阪の空があの日は一段と素晴らしい輝いてみえました。

この展示飛行のきっかけは、2019年泉佐野市議会の子供議会の中学生だった。関西空港少年団員からの提案でした。関空に飛行隊を招き、地域を盛り上げようと呼びかけたのですが、空域に余裕がないとの理由で招致活動に繋がりませんでした。2020年5月、コロナ禍で治療に当たる医療従事者に感謝を表すため、飛行隊が東京を飛ぶ光景を、ニュースで見ることきっかけに、再び団員たちは、周辺自治体や国への要望活動を始めました。滑空のタイミングを考えたのが大阪・関西万博でした。また、私が所属する9市4町で構成されている南大阪振興促進議員連盟においても、各9市4町の地元役所・国への要望活動も展開させていただきます。私は大阪での次のブルーインパルスの展示飛行はいつ見られるかわからぬため、私たち家族は、7月12日土曜日は午後から大阪・関西万博会場へ向けて出発しました。翌日の7月13日日曜日は阪南市メモリアルパークの最上段の墓地から飛行を見届けることができました。大阪上空、岬町上空で右旋回し北上、万博会場の展示飛行を見たときは感動で目頭が熱くなってしまいました。この招致活動を通じて改めて考えさせられたことがあります。長い期間がかかったにもかかわらず、最後まで諦めずに、頑張れば実現できることを改めて知らされました。

この教訓を私も、今後の議員活動につなげて参りたいと考えさせられます。それは、通告に従いまして、3点の質問をさせていただきます。

まず1点目の質問は、平成30年定例会の一般質問において、深日地区、地元の住民さんよりお墓参りのときは、自家用車で大変混雑して、何とか臨時駐車場の確保できいかとの要望を受けて担当課にお願いしたところ、墓地近くの民有地を春、秋の彼岸、お盆、年末年始に限って使用させていただく、許可を取っていただき混雑は解消できておりました。しかし、1年ほど前から、その民有地をお借りできなくなり、再び大混乱となっております。

今回の定例会一般質問の通告受け付け開始が7月20日からとなりました。この質問の通告書提出数日後に、担当課とのすり合わせを行います。本日8月19日、一般質問日は、お盆の回りが終わっているため、お盆の終わりにまでに何とか臨時駐車場の確保できいかとの調査をしましたが、墓地周辺には適当な駐車場が確保が難しいことがわかりました。そして少し離れた灰吹池グラウンドを、臨時駐車場にするしかないと考え、担当課とのすり合わせを迎えます。何と、その時、双方とも灰吹池グラウンド、一部臨時駐車場にしましょうとの同じ考え方となり、早速、生涯学習課との交渉いただき深日墓地臨時駐車場を開設していただくことができました。8月10日月曜日から、15日金曜日までの6日間午前9時30分から午後5時まで開設いただき、担当課のご尽力に大変感謝いたします。ありがとうございました。おかげで混雑が緩和されました。

しかし、今後、秋の彼岸、年末年始には、継続して臨時駐車場を確保していただけるのか、改めてお聞きいたします。

○坂原正勝議長 しあわせ創造部総括理事辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部総括理事 奥野議員のご質問にお答えします。

深日墓地では、彼岸、お盆、年末年始には多くの方々がお墓参りにこられ、車を駐車する。場所が限られていることから、混雑していることは認識しております。ご指摘いただいた通り、お墓参りに来られる方々が円滑に行えるよう、駐車スペースの整備は重要な課題と考えております。今年のお盆から臨時駐車場の設置を行っておりまます。今後も灰吹池グランドに臨時駐車場の設置を行って参りたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

○坂原正勝議長 奥野学君。

○奥野学議員 どうもありがとうございます。

今後も継続して、臨時駐車場の確保をお願いして、この質問は、終わります。

2点目の質問は、防災袋の無償配布の要望です。過日7月17日木曜日に、令和7年度泉州南消防組合議会の行政視察が行われました。研修先は大阪市立阿倍野防災センター、体験型防災施設、あべのタスカルに行かせていただきます。この施設は南海東南海地震や南海トラフ巨大地震などの大災害に備えるため、自分の住む地域の特性に応じた災害危険を認識することができる。自分に必要な知識や技術を選択し、体験を通じて学ぶことができる体験型防災学習施設です。初期消火の手順の体験を行う。実寸大の映像で、地震の怖さを学ぶ、震度7の体験と地震の怖さを学ぶなど、いろいろな研修を受けて参りました。その中で、非常持ち出し袋を準備しましょうのコーナーがあり、いろいろな非常時用品の展示がされております。この袋の表面に非常持ち出し袋と赤字で印字され、大災害にすぐ持ち出しできるように、常時目のつく場所に設置しておくための袋です。この中には、各自で必要とするものを入れていただきます。1年前の8月8日、マグニチュード7.1日向灘を震源とする地震を受けて、初めて発表された南海トラフ地震臨時情報が発表されます。南海トラフ巨大地震は、30年以内に80%の確率で起きると言われ、想定される死者は最大で29万8000人。このような大災害発生時に非常持ち出し袋として備えるためのものです。そこで、担当課の見解をお聞きいたします。

○坂原正勝議長 危機管理監寺田晃久君。

○寺田危機管理監 奥野議員のご質問にお答えいたします。

非常持ち出し袋につきましては、自治体による非常持ち出し品の入った状態での無償配布や、自治区で用意しているところもありますが、袋のみの配布が実施された例は調べた範囲ではありません。本来であれば、非常持ち出し品の常備などの家庭内備蓄につきましては、家族によって必要なものが異なることから、各家庭で取り組んでいただくものです。しかしながら、行政の視点からでは非常持ち出し袋を配布するというアイディアは災害対策や地域住民の意識啓発にとって、次の3つの観点から有意義であるものと考えます。

1点目は、災害時の初動体制がしやすくなることです。基本的な物資がそろってい

れば、避難がスムーズになります。

2点目は、防災意識の向上です。配布と一緒に防災講習会の開催やパンフレットを配ることで、意識改革が進みます。

最後に3点目としまして、行政に対する信頼向上が図られます。自治体が主導で配布することで、住民の安心感に繋がります。当該事業につきましては、袋のみ、また、これに生活必需品を加えた配布が想定されるところですが、いずれの方法が住民の求めるものと一致しているのか。また、現物配布以外の方法についても、本町が期待する効果がえられるのかなども併せて、様々な視点から、検討して参りたいと考えます。

○坂原正勝議長 奥野学君。

○奥野学議員 備えあれば憂いなしということわざがありますし、普段から準備しておけば、いざというときにも心配なく安心だという意味の言葉です。

来年度予算編成時に、非常持ち出し袋を無償で全戸配布するための予算を検討していただくよう切望いたします。

3点目の質問は空き家対策等転入促進施策についてお聞きいたします。2025年4月1日現在岬町人口は1万3595人、世帯数は6659世帯です。少子高齢化で毎年人口が減少し続けています。また、進学就職で若者がどんどん町外へと転出しています。

そこで、次の3点の質問の答弁をいただきたいです。1、本町の空き家に関する補助制度について、2、岬町空き家バンク制度の概要とこれまでの実績について、3、補助制度、空き家バンク制度以外の空き家の総合的な取り組みについて、この3点を、順次答弁をお願いいたします。

○坂原正勝議長 企画政策推進監寺田武司君。

○寺田企画政策推進監 奥野議員のご質問にお答えいたします。

本町における空き家対策及び転入特促進策は、補助制度と空き家の有効活用を柱として、多角的に取り組んでおります。まず、空き家対策に関する主な補助制度についてご説明いたします。初めに、空き家再生事業補助金というのがございまして、空き家の改修、清掃、家財処分または除却、解体に対して最大5万円を補助しております。対象は空き家バンクへの登録物件、または入居予定者が明確な物件としております。

次に中古住宅取得補助金として、定住移住促進対策として、本町に転入される方を

対象に、中古住宅の取得に対し5万円を補助しております。

次にですね空き家対策総合支援事業補助金というものがございまして、地域コミュニティの維持、再生を目的に、地域の活性化に繋がる空き家改修等に対し、最大60万円の補助を行っております。

最後に不良空き家等除却工事補助金といたしまして、危険な空き家として町が認定した物件の解体費用について最大50万円、費用の80%以内を補助しております。

以上が、現在本町で実施している空き家対策の主な補助制度となります。

○坂原正勝議長 都市整備部理事 佐々木 信行君。

○佐々木都市整備部理事 それでは私からは2点目のご質問の岬町空き家バンク制度の概要とこれまでの実績等についてということで、ご質問にお答えさせていただきます。

岬町空き家バンク制度とは、空き家、空き地の売買、賃貸を希望する所有者等から、町に物件を登録していただき、空き家等の利用希望者に対して、その情報を紹介して、岬町への移住定住等の促進による地域の活性化を推進する制度です。この空き家バンク制度は、平成26年4月に要綱を制定し、それ以降、岬町ホームページ、岬町公式LINE等の掲載や、土地建物所有者への納税通知書へのチラシ同封などの周知を行うとともに、現在まで引き続き同制度を実施しております。

これまでの実績等については、空き家空き地の所有者からの物件登録の累計としましては45件あり、岬町への利用者登録以外の方との契約も含まれますが、登録後、契約成立した件数としましては36件、リフォームを検討するとして、登録の取り下げが1件で現時点では8件の登録がされております。また、空き家等を探しておられる方などの利用者、登録の累計としましては36人あり、物件が見つかり、登録が不要となった方などで、登録を終了した方を除き、現時点では9人の登録がされております。あわせて売買、賃貸等の仲介を行う事業者の登録は、現時点において3社が登録されております。

○坂原正勝議長 寺田企画政策推進監。

○寺田企画政策推進監 3点目の質問の補助制度、空き家バンク制度以外の空き家の総合的な取り組みについてご説明させていただきます。

本町では空き家の適正管理と利活用を進めるため、様々な取り組みを総合的に実施

しております。啓発活動として広報誌やホームページ、チラシなどを通じて、空き家の管理や、相続に関する情報発信を行うとともに、大阪府宅地建物取引業協会泉州支部と連携し、年4回不動産困りごと無料相談会を開催し、所有者や地域住民の相談に対応しております。

また、地域おこし協力隊が、現地調査や所有者との連絡調整、自治区との連携など、現場に根差した支援を行っており、地域との橋渡し役を担っております。移住体験住宅の情報発信や、セミナー開催を通じ、関西圏を中心に、移住促進のプロモーションも合わせて行っております。さらに町では、移住希望者への生活支援等を行う移住相談窓口を設置し、若者や子育て世帯の呼び込みを進めております。あわせて大阪の住まい活性化フォーラムが運営する大阪版空き家バンクとも連携し、町外からの利用希望者への周知とマッチング機会の拡大に取り組んでおります。加えて同フォーラムが実施するワンストップ電話相談窓口。大阪の空き家コールセンターとも連携し、相続や利活用管理方法など幅広い相談に対応できる体制を整えております。

こうした取り組みを推進するため、岬町空き家対策計画を策定し、空き家対策協議会を設置し、専門的な助言を受けながら、実効性のある施策を展開しております。加えて、老朽危険家屋に対しては法に基づく立ち入り調査や、所有者への助言、指導の促進など、安全対策にも取り組んでおります。今後も関係機関や地域住民と連携しながら、空き家対策を通じた、地域活性化に取り組んで参ります。

○坂原正勝議長 奥野学君。

○奥野学議員 詳細な答弁をいただきましたが、この分野は地道な施策でこつこつと積み上げていくしかない施策でございます。今後の岬町の最重要課題は、関西電力第2発電所跡地への大企業の誘致、新たなみさき公園の早期の開園、この2点が岬町再生の近道であると私は考えます。雇用の増加、経済波及効果などが目に見えております。最後に田代堯町長に改めてお聞きいたします。

今年の3月定例会において、私の質問に対し、9月に任期満了を迎える次の町長選挙においても、5期目の立候補を表明されました。今回の9月定例会が終了すると町長選挙が始まります。自由民主党岬町支部としては、田代堯町長を推薦させていただいております。ここで改めて田代町長より選挙に向けての改めて決意をお聞きしたい

と思います。よろしくお願いいいたします。

○坂原正勝議長 町長、田代堯君。

○田代町長 奥野議員の質問にお答えいたします。

一応通告書での一応関連、空き家対策関連ということはまた人口をのいわば今後の対応、対策ということについての中でお答えさせていただきます。先ほどご質問の内容について、お答えさせていただきます。本町は現在、人口減少や少子高齢化という全国的な課題に直面しておりますが、その中において私は目先の未来に希望をもたらす大きな転機が訪れてくると確信をいたしております。

1つは、関西電力跡地の企業誘致であります。広大な土地を有効活用し、雇用の創出と経済の活性化を図ることは、町の定住人口増加に直結いたします。現在複数の企業と調整を進めております。地域に根差し、持続的な発展をもたらす産業誘致を実現すべく、全力を尽くして参りたいと思っております。

もう1つは新たなみさき公園の開園でございます。かつて、多くの来園者に愛されたシンボルを再生し、観光資源と親しんだだけではなく、地域住民が訪れる交流拠点として、再び輝かせることをも目指しております。ただし現時点においてはですね、本町は求める資料の提出が遅れておりますので、現、スケジュール、当初の想定したスケジュールで進んでいないのも事実でございます。そのためには今後、その状況によつてはですね、慎重に判断していく必要があるのかなと、このように考えております。

町の将来にとっても、最もふさわしい形を追求しながら、可能性を模索して参りたいと思っております。私は町長としてこの2つの事業を確認、働く場と憩いの場が、ともに整ったまちを推し進め、将来世代におれる岬町きることを使命としております。町長選挙を迎えるにあたり、これまで培ってきた経験と人脈を最大限に生かしてこの挑戦を必ず形にする覚悟であります。町民の皆様と力を合わせて、岬町の新たな歴史を切り開いて参りますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げまして、答弁とさせていただきます。よろしくお願いいいたします。

○坂原正勝議長 奥野学君。

○奥野学議員 田代町長ありがとうございます。

改めて決意をお聞きさせていただきましたところです。3月の議会のときには全身

全盤で片付けて取り組むというような表現をされたように記憶しております。

我々自由民主党としましても、全力で支援、応援させていただきます。必勝を祈願し、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○坂原正勝議長 奥野学君の質問が終わりました。

お諮りします。暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○坂原正勝議長 異議なしと認めます。

暫時休憩いたします。再開は13時00分といたします。

(午前11時51分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○坂原正勝議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

次に、道工晴久君。

○道工晴久議員 岬町議会令和7年第3回定例会におきまして一般質問をさせていただきます。自民岬の道工晴久です。よろしくお願ひいたします。

世界経済も大変厳しい状況の中で、日本の国も物価高騰が続く中で、我が岬町も、住民の生活支援策を入れると考え、いろんな施策を展開していただくことにつきまして、感謝を申し上げます。

しかしながら、住民の不安が続いているのが現状でございます。しっかりとこれから町行政も頑張ってやっていただきたいということをお願い申し上げまして、質問をさせていただきます。

1点目は、外国人の、土地買収の現状についてお聞きいたします。町内で、国内に住民票のない企業や個人が、土地を所有をしている件でありますけれども、そのような土地が、何件ぐらいあって、何平米ぐらいあるのか。お尋ねしたいと思います。

○坂原正勝議長 財政改革部長 内山 弘幸君。

○内山財政改革部長 道工議員のご質問にお答えいたします。

固定資産税、土地の納税義務者は、登記名義人となっておりますが、名義の移動があつた場合には、法務局からの通知により把握しております。登記名義人の国籍につ

いては登記に記載はなく、固定資産税課税台帳でも、記載事項でないため本町における、外国籍の方の土地の所有状況は把握いたしておりません。

○坂原正勝議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 ようわからない。これで良いんかどうかわかりませんけれどもね。

そこで、そのようなですね。当然、固定資産税等の徴収をやっておられると思いますが、その徴収等につきまして、お伺いをいたしたいと思います。

○坂原正勝議長 内山財政改革部長。

○内山財政改革部長 道工議員のご質問にお答えいたします。

固定資産税の納税義務者の住所地が国外となっている場合は、納税に関する一切の事項を処理する納税管理人を定めていただき、納税通知書等の書類の需要、納税管理の方法などを行っていただいております。

○坂原正勝議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 それぞれ、納税管理人を定めると。おっしゃっておりますが、きちんと、収められているかどうか。以前に、担当部長に聞いたときには、海外へも、納付書送っているというふうに聞いたことあるんですが。その辺の、要は完全に徴収できているのかどうか。できていないのならば、どのぐらいの件数があって、滞納額は幾らぐらいなっているのか、わかれれば教えてください。

○坂原正勝議長 内山財政改革部長。

○内山財政改革部長 道工議員のご質問にお答えいたします。

先ほどの答弁の通り、固定資産税課税台帳に国籍についての記載事項がないため、本町内における外国籍の方についての、徴収に関する状況は把握いたしておりませんが、住所地が国外となっている納税義務者については、納税管理人を定めていただき、引き続き、適切な徴収に努めて参ります。

○坂原正勝議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 担当部長の方から、適切な管理をやっていくとおっしゃってありますか、私は聞かせていただいているのは、きっと収まってるのかどうか。その辺、もう少し、当然私は掌握してると思うんですよ。土地があって、固定資産で徴収するんですから。その辺はきっとできるんですか。もう一度ください。

○坂原正勝議長 内山財政改革部長。

○内山財政改革部長 道工議員のご質問にお答えいたします。

住所地が外国籍の方につきましては、一定の住所地に居住している納税管理人を定めていただきましてですね、適切な徴収の方ですね、多くなっております。

○坂原正勝議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 何かすっきりしないですね。納税されてるのかどうか、納税管理人定めてるんですから。その方からきっと納税されてるかどうかをお聞きしたかったんですが。回答しにくいんでしょうね。その程度にしつきましょう。

そこでですね日本国内でも、外国籍の方が土地を購入してですね、違法な開発等を行ったり、されておりますね。長野県、北海道でもいろんな新聞紙上にもにぎわしておりました。岬町ではそういうことはないと思うんですが、その辺の、開発、聞いたことないんですけども。ただ、かなりの面積のところを買ってある。外国の方がおられますよね。その辺の、今後どういうふうにされていくのかも心配もしますし、もちろん違法な開発はしないと思いますけれども、その辺の開発申請等について担当部局違うと思いますが、その心配はしなくていいかどうか。それだけお答えいただけますか。

○坂原正勝議長 都市整備部理事 佐々木 信行君。

○佐々木都市整備部理事 ただいまの道工議員のご質問にお答えいたします。

岬町においても外国籍の方が土地を購入、所有され、開発、建築等を行っているおられる方もいらっしゃるかと思われます。違法な開発が行われているかについては、個人情報等にも関わるものとなりますので、お答えいたしかねるものではあります。

ただ、外国籍の方だけにかかわらず、岬町内において、違法な開発、建築等が見受けられた場合は、違反指導等の権限のある大阪府等にも通報を行い、対処しております。

○坂原正勝議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 個人情報の件もあるでしょうけれども、要は、国会においてもね、この問題について、国家安全保障上の重要な土地の取引規制法の制定に向けて、議員立法等で議論されておりますけれども、私はやっぱり、国の、土地を、外国人から守ることをもう大事違うかな。考え古いかもわかりませんけど私はそう思います。

ですから現在の法制の、その辺は、担当課として、どこまで聞き及んでるのか。お

聞かせいただきたいと思います。

○坂原正勝議長 寺田企画政策推進監。

○寺田企画政策推進監 道工議員のご質問にお答えさせていただきます。

外国人による土地取得が、特に重要施設周辺や、地域社会への影響を懸念される中、国家安全保障上重要な土地の取引性に関する議論が進んでいることは、非常に重要な問題であると認識しております。現行の法制度では、土地取引における規制は、個別の案件に依存しており、外国籍の個人や法人による取得を、直接制限する仕組みは十分に整備されていない状況です。従って国における規制法の制定や、制度設計の動向を注視して参りたいと考えております。一方で岬町においては、外国人住民や事業者の方々とともに地域を支え合い、共存共栄を図ることも大切であります。土地所有や利用についても、規制一辺倒ではなく、地域社会の安全と安定を守りつつ、外国人の方々とも調和のとれたあり方を模索していく必要があると考えております。今後も国と連携しながら、岬町の土地利用について、慎重に取り組んで参ります。

○坂原正勝議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 共存共栄か知りませんけれども、私はねやっぱり、特に岬町を1つ例にとってもですね。水源地やら、山林などですね国民生活にとって、欠かすことのできない国土についてはやっぱり規制をしていかないかん。こういう思いはします。ですからいざれ国もその辺の規制法が施行されると思いますけども。

最後にこの件について、町長のお考えをお聞かせいただければと思います。

○坂原正勝議長 町長田代堯君。

○田代町長 道工議員さんの質問にお答えさせていただきます。

先ほど担当の方からこういうことを規制の問題については、るる説明があったかと思いますけども、なかなか非常に難しい問題かなとこのように思っております。外国人による土地取得は安全保障や地域資源の保護の観点から、先ほど議員おっしゃるように重要な課題である。国における規制法の整備をですね、強く我々は望む以外ないのかなと、このように思っております。一方では岬町においては外国人住民や、事業者の方々とともに地域を築いており、共存共栄の観点も大切でありますので、町としては、国の方針に従いながら、地域の安全と安定を守る、具体的な施策を進めて参りたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○坂原正勝議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 その辺のひとつしっかりと国も動きは当然これから出てくると思ひますけれども、町としても、乱開発等なされないように、しっかりと管理監督をしていただく。この辺を強く求めておきたいと思います。この件につきましては以上で終わらしてもらいます。

次に町内の、いろんな施設の管理についてお伺いいたします。特に 100% 管理を委託している施設についての現状について、お伺いをいたしたいと思います。

○坂原正勝議長 しあわせ創造部長 松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 道工議員のご質問にお答えをさせていただきます。

住民の方々は憩いの場などで利用されている施設で 100% 管理を委託している。施設につきましては、淡輪老人福祉センターになります。

○坂原正勝議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 今部長の方から、100% 委託してるのは、淡輪老人福祉センターだけやということをおっしゃいました。当初、深日会館も確かにになってたと思うんですが、その辺は、最近ではどうなってるんですか。

○坂原正勝議長 松井しあわせ創造部長

○松井しあわせ創造部長 ご質問にお答えをさせていただきます。

深日会館の集会所につきましては地元自治区長に委託ではなく、集会所運営補助金を交付して運営を担っていただいているところでございます。

○坂原正勝議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 深日会館にしましても、海浜会館にしましても、会館は一括のようございますけれども、特に、委託をしている他の老人福祉センターについて取り上げますと、当然、管理について、以前もこの件について議会で一般質問させていただきました。以前は、お葬式なんかありますね。その時には 4 万円 5 万円と 1 回やると、収入があった。それが全部その会館の運営費に充てられた。最近は、まず年に 1 件もない。こんな中で、町の委託料だけで、運営できると思われますか。

そして、収支報告書は受けておられますか。その点お聞かせください。

○坂原正勝議長 松井しあわせ創造部長。

○松井しあわせ創造部長 ご質問にお答えをさせていただきます。

淡輪老人福祉センターにつきましては淡輪長生会が指定管理をしていただいておりまして、管理運営を行っていただいておりますので、毎年収支報告を提出していただいております。また議会におきましても、地元自治区に集会所運営補助金を交付していることから、毎年実績報告を、そして収支報告をいただいているところです。

今議員おっしゃられましたように施設で葬儀等が利用されなくなつたということで、淡輪老人福祉センターにおきましては、以前のような葬式による使用量が少なく、使用料収入が少なくなり、また、電気代などの光熱水費が高騰して、指定管理料だけでは難しくなっている状況でございます。つきましては今期、指定管理期間が、今年度をもって、期間終了することから、来年度からの指定管理者の選定におきましては、物価高騰等により、電気代などの光熱水費も高騰していることを考慮して、財政部局と指定管理料の上限について協議を行い、指定管理候補者の決定に向けて事務を進め参りたいと考えているところでございます。

○坂原正勝議長 道工晴久君。

今部長の方から、次年度で切り換えることになってるかなと。もう一度見直していただけようなことをおっしゃってますけども。現在やっぱりそれで深日会館も同じだと思います。多奈川の文化センターも、いわゆる管理されてる団体の、親クラブの、親会のお金を使って出してる。収支はそうなってると思いますよ。ですから、100%委託するんであれば、100%やっぱり見てあげんと。いかんと思うんですね。公費で。他の老人クラブは長生会の方々が、もう半分無報酬でやらなしあない。こうおっしゃってますわ。今、深日会館の管理委員さんは、時給どのぐらい貰ってあんのか。老人福祉センターの方の、時給をどのぐらいもらってるか。ご存じですかわかつておれば、聞かしてください。

○坂原正勝議長 松井しあわせ創造部長。

○松井しあわせ創造部長 ご質問にお答えをさせていただきます。

まず深日会館につきましては、深日会館からいただいている収支報告によりますと、年間60万円の謝礼が支払われているということでございます。他の老人福祉センターにつきましては、令和6年度の実績額でいいますと、年間126万9568円の謝礼が支払われているというところでございます。

○坂原正勝議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 今の数字、本当にわびしいですよね。

今、町の時給は1200なんばなにがしですよね。淡輪老人福祉センターの時給は、850円。これでやってくれてるんです。やらされてるんですよ。これではね、本当にもう、奉仕の気持ちで中でやれない。その点どうですか。今その先の質問に対して、部長の方から、次は見直しますと。おっしゃっていただきましたけども。少なくとも、町でアルバイトをしてる方の、時給を支払う。これは最賃法違反になりますよ。それは賃金として、長生会老人クラブがしてるんですから。直接は関係ないとそれで終わってしまいますけれども。もらってる人間がすれば、長正会を経由してお金もらってるわけですから、850円ではね、余りにも、人の使い方について、むちゃくちゃですわ。その点、是非とも、しっかりと、次年度で見なおしていただきたい、本当に、管理されてる方々が喜んで働いていただけるように、ぜひとも、これぜひとも、約束してくださいよ。やっていただきたい。それだけの予算ついてへんかったら、私は今度はもう黙ってませんので、それは1つお願いしとります。それからそのような施設ですね、老朽化がですねかなり進んでる。私もよくよく施設を利用させていただくんですが、もうエアコンがきかない。今の賃金の間土日はもう、お休みや、土日会議したいのに使えない。これやっぱり賃金を絞ってる関係もあると思いますけども。こういった施設の老朽化について、どこまでお考えになってるのか。これは、単なるセンターも含め、深日会館。また海浜会館も同じであります。その辺をどういう考えになってるのかお聞かせください。

○坂原正勝議長 しあわせ創造部長 松井 清幸君。

○松井しあわせ創造部長 ご質問にお答えをさせていただきます。

この夏場ですね、施設のエアコンの故障とかそういった部分につきましてはまた老人福祉センター及び深日会館においては、エアコンが十分使えないといったことは聞いて、うち、使えないといったことはないと聞いております。ただ、たんのわ海浜会館につきましては、1階多目的ホール3室のうち1室のエアコンが故障しており、利用者の方にご不便をかけているという状況でございます。老朽化に伴う施設が故障した場合につきましては、速やかに修理できるかどうかメーカー等に問い合わせ、修理できるものは修理し、継続使用し、修理部分、部品がないなど、修理が不可能な場合には、更新を検討して参ります。たんのわ海浜会館のエアコンにつきましては、

修理が困難であると確認をしておりますので、更新の為の予算を来年度当初予算に要求する予定と聞いております。

○坂原正勝議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 エアコンもね。無料で使わしてることでないんでしょ。お金入れて使ってるわけですから。きっちと整備をしてあげてください。海浜会館。修理できない。

今本当に皆困ってます。なんか、スポットクーラーもう1台置いてましたわな。このようなことないようにしっかりと担当部局の方で管理をしっかりと1つ巡回でもしてね。いろんな問題がないのかどうか。その点もしっかりとずつ、聞いてやっていただきたい。こんな苦情が我々の上に入ってくれんの私は本当に不愉快です。当然行政が責任を持ってやらないかん。これをやっておらないというのは、金がないからということでは通らないと思いますから。そういうことも含めて、最高責任者の町長に、人件費とか、施設の老朽化も含め、管理のあり方について、町長のお考えをお聞かせください。

○坂原正勝議長 田代町長。

○田代町長 道工議員さんのご質問にお答えいたします。

先ほど淡輪老人福祉センターの管理運営について、いろいろとご指摘をいただき、担当の方もそれについて答弁をさせていただいております。私の手元にある書類ではですね人件費だけを抜粋して説明を担当はしてるようですが、全体的には、令和7年4月1日のお互いの協定書では158万3000円という、協定を結んでおりますので、それ以外は、いろんな消耗品とかそういうのも含めてだろうと思ってますし、私はそういった光熱費についてはですね、詳細は熟知しませんけども、別途に支払いをしてるのかなというふうに理解をしてたんですけども、今おっしゃる人件費が、800円なにがしということについてはですね、今の事情から考えたら低いというふうに考えておりますので、これはやっぱり見直しをしていく必要がある。ただご理解をしていただきたいのは、当時私も記憶あるんですけども、この淡輪老人福祉センターについては、有償ボランティアという形で、当初スタートしたのかなという記憶がございます。それはおっしゃるように、葬儀の使用料が入ってきたりそういうことも含めてあるので、そういう形で、言わば運営費用が出てきてた。しかし最近はそれがまたこうでなくなってきたという、経過もありますので、見直しをしっかりとしない

といけないのかな、このように思っています。ただ、令和7年4月1日付けでそういうふた、協定をしますのでこの辺を、もう少し担当とですね、当事者等をしっかりと協議を進めさせていただいて、回答したいというふうに思っています。それから、老朽化してます。施設がもう80周年を迎えるわけですから、いろいろこういった公共施設が老朽化してですね、いろいろと修繕取りかえ、そういうことをやらない。いけない。箇所がよく出てくると思います。しかしこの老人福祉センターもかなり老朽化しておりますので、もう一度しっかりと点検をして、整備するとこは整備する。また入れ替えないかん場を入れ替えていくというふうに検討したいと、このように思っていますので、よろしくお願ひいたします。

○坂原正勝議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 町長の方から、しっかりと見直しをやっていただけるというご返事いただきました。少なくとも、委託を受けてる。親団体のお金を使うことのないように、そこのお金はそこで100%回せるようにしてやらんと。長正会の中から、いろいろ苦情も出てくる。そういうことを、やっぱりは今聞くのも嫌ですから、是非ともその辺しっかりと、収支報告書を見ていただいて、中身の点検をやっていただいて、そして、足らないところは補填をしていくと。いうことを1つ、見落とさないようにぜひとも、お願いをしておきたいと思います。

施設につきましても今、町長おっしゃっていただきました。是非とも、みんなが使える。集会等で、また会議等で使えるように、いや、居心地のいいね、今日も議場暑いですわ。そんなところで会議もできませんよ。いい判断もできませんよ。しっかりとひとつその辺の、会場の提供を町が責任持ってやっていただくことを、お願いをいたしまして私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○坂原正勝議長 道工晴久君の質問が終わりました。

次に、谷崎整史君。

○谷崎整史議員 ありがとうございます。

議長の許可をして一般質問させていただきます。大阪維新の会岬町議会議員団代表谷崎でございます。まず初めに過疎債の実績と、今後の有効活用について、5年ほど前から過疎債適用になっておりますが、この現状と今後について伺いたいと思います。令和3年度から6年度の実績会計別に占める、年度毎の比率等についてお答え願いた

いと思います。

○坂原正勝議長 財政改革部長 内山弘幸君。

○内山財政改革部長 谷崎議員のご質問にご答弁させていただきます。

本町では、令和3年度の新過疎法の施行に伴い、過疎地域として公示されました。過疎地域は人口要件と財政力要件により判定され現在大阪府内では、岬町、千早赤阪村、能勢町と豊能町の4町村が、指定を受け、全国では全体の51.5%にあたる885町村が指定を受けています。過疎地域には様々な財支援措置が定められており、中でも、過疎対策事業債は、過疎地域持続的発展市町村計画に基づいて行うハード事業及びソフト事業の財源として、過疎地域に特別に発行が認められた地方債であり、その元利償還金の70%を普通地方交付税の基準財政需要額に算入。普通地方交付税として交付されるという、非常に手厚い財政支援措置がございます。なおソフト事業の発行額につきましては、基準財政需要額と財政力指数により算定され、3500万円が最低限度額となっております。本町における令和3年度以降の過疎対策事業債の発行実績につきましては、一般会計と下水道事業会計。令和5年度までは下水道事業特別会計となりますが、その合計で、令和3年度では、総額1億5610万円となっており、主な充当事業としてはコミュニティ運行事業に、先ほどご説明したソフト事業の最低限度を上回る配分があり、4440万円、給食センター整備事業には4150万円。コミュニティバス整備事業に2120万円となっております。令和4年度では総額2億6150万円となっており、主な充当事業として、町道西畠線整備事業に5210万円、コミュニティバス運行事業に3500万円。ごみ処理施設整備事業に2900万円となっております。令和5年度では総額1億2670万円となっており、主な充当事業として、コミュニティバス運行事業に3500万円、町道西畠線整備事業に1180万円。火葬場整備事業に1250万円となっております。令和6年度では総額6940万円となっており、主な充当事業としてコミュニティバス運行事業に3500万円を、町道西畠線整備事業に890万円。橋梁整備事業に400万円となっております。令和6年度末、町債残高における一般会計と下水道事業会計での過疎対策事業者の割合につきましては、一般会計では、残高合計68億7794万円に対しまして、過疎対策事業債は5億4050万円であり、比率にして約7.9%となっております。下水道事業会計では残高合計約29億3915万円に対し、過疎対

策事業債は 7320 万円であり、比率にして約 2.5% となっております。

○坂原正勝議長 谷崎整史君。

○谷崎整史議員 ありがとうございます。

今後の過疎債の適用事業と有効活用についても述べていただきましたが過疎対策事業費の概要。3 年度から 6 年度の発行時額及び町内残高について述べていただきました。

今後の過疎債の活用方針についてですね、ご意見を伺いたいと思います。活用方針については、元金元利償還率 70% の交付税に算入ということで色々メリットございますので、今後の有効活用方針について財政目標から伺いたいと思います。

○坂原正勝議長 内山財政改革部長。

○内山財政改革部長 谷崎議員のご質問にご答弁させていただきます。

過疎地域にとって元利償還金の 70% が交付税に算入、普通地方交付税として交付される過疎対策事業債の活用は、非常に大きな財政的メリットであると考えております。一方で、交付税算入の 70% 以外の 30% は、本町の負担となり、また、過疎対策事業債の償還期間は最長でも 12 年と。他の一般会計事業債の償還期間、最長 30 年と比べると、短い償還期間となっていることから、公債費の負担の状況、実質公債比率への影響を踏まえる必要があるとも考えております。また過疎対策事業債の発行の根拠となる現行の岬町過疎地域持続的発展計画につきましては、令和 7 年度でその計画期間が満了となります。そのため、今年度中に国の動向や社会情勢の変化等に的確に対応した令和 8 年度以降の次期計画の策定を行いたいと考えております。今後の過疎対策事業債の活用について。令和 7 年度はすでに当初予算で計上しておりますが、令和 8 年度以降につきましては、本年度に策定予定の、本町の過疎地域持続的発展計画に基づきまして、本町の公債費の負担の状況を勘案しながら、過疎地域であるメリットである、過疎対策事業債の活用を有効に図って参りたいと考えております。

○坂原正勝議長 谷崎整史君。

○谷崎整史議員 ありがとうございます。

以前からお願いしておりますが、かつて千早赤阪村の例で、合併浄化槽とかですね。お願いしてきた、過疎債を使った際を通じての上乗せをされておると。ということを紹介しまして、お願いしてきたところでございます。また地域集中管理型の下水も今、

下水計画に入ってない地域なんかで、是非とも査定させていただきたいと。また、来年どうですか。過疎地域系のこの計画って言うんすかね、見直しがあると、5カ年の。極力、幅広い項目を入れていただいて、今後起こる問題に対処できるように、大項目だけじゃなしに細かくですね、各部門から、過疎債を適用できるソフト、ハード両面について、項目を集めていただきたいと思います。ありがとうございます。

続きましてシルバー人材センターの公益法人化について質問いたします。何年か前に非常に議会内、或いは町からも反対があったんですが、議会で取り上げさせていただきまして、その当時に、今後、公益法人化を、検討するというご返答もいただいたおりましたが、これらの検討状況について、どのようになっておるか、お示し願いたいと思います。

○坂原正勝議長 しあわせ創造部長 松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 谷崎議員のご質問にお答えをさせていただきます。

岬町シルバー人材センターの公益法人化の取り組みにつきましては、公益法人化を目指すにあたり、組織の維持運営に係る人的コストと、公益法人化出られるメリットを比較し、慎重に検討を進めていると。令和6年12月議会の一般質問においてご答弁させていただいた通りでございます。本町といたしましては、岬町シルバー人材センターと定期的に会議を開催し、会員数の推移や業務状況、諸課題について協議しながら、公益法人化の、検討についても、状況を伺っております。岬町シルバー人材センターでは、検討を進めるにあたり、関係資料を収集しているところで、今後は、近隣市町のシルバー人材センターへ聞き取りを行うなどしていきたいとのことでございました。岬町シルバー人材センターでは、会員数の減少と高年齢化により、特に草刈班が半減したことから、草刈業務が追いついていない状況で、草刈業務の請負を縮小せざるを得なくなってきております。さらにインボイス制度への対応などの課題も抱えていること。また、広域法人化を進めるにあたっても、検討を重ねる必要があることから、今は一般社団法人としての岬町シルバー人材センターが、住民の皆様やシルバー会員の方からの理解と信頼がえられるよう、より一層努力をしていただき、本町といたしましても、岬町シルバー人材センターが現在抱えている諸課題の解決のため、引き続き協力連携を図って参りますのでご理解のほどよろしくお願ひいたします。

○坂原正勝議長 谷崎整史君。

○谷崎整史議員 一般社団法人としてのシルバー人材センターの住民の時、皆さん理解を得ると。これが、3年前の時点では、広域化であったはずなんですよ。

その検討、何年もかかるとは非常に問題であるかなと思っております。岬町が管理して、改革という外郭団体で外郭的団体というんですかね、出資金、出資金化も出しておると。人、人も出した人が変わったとか、管理がつかないだから公益法人にしようと。それを検討していただきたいというふうに言っておりまして、それが進んできてるものと思っておりましたが何も進んでいないと。こんな状況ではね。シルバー人材センターとしても、まともな営業活動もできないでしょうね。人手不足、入ってきてる、来る人がないってのは広報不足が1つか仕事の内容が何か問題があるのか。割り振りが問題なのか、それはまた営業の話だと思います。税理士、公認会計士雇って会計をきっちとして、町以外からの管理もきっちと受けると、そういう姿勢が大事じゃないかなと。でないと個人の問題が起こってしまうと思うんです。制度的に固めるということが必要だと思います。申し上げておきたいのは、公的な会計ができないんであれば、お金を出す必要もないし、仕事を出す必要もないし、まして人を出す人もない。そういう団体であると思いますので、ぜひ要望として、今後の、検討時にご尽力いただきたいと思います。

次に、みさき公園事業につきまして伺います。何度も事業者さんとの打ち合わせ等についてのことを聞いておりますが、全く、進んでないというふうな経過がいろいろご報告あったと思います。PFI事業者とのその後の経過についてご説明をいただければと思います。

○坂原正勝議長 都市整備部総括理事。

○吉田都市整備部総括理事 谷崎委員のご質問にご答弁させていただきます。

本年4月21日、株式会社アークル開催したトップ会談以降の進捗についてご答弁させていただきます。本町はトップ会談後速やかに担当者間の開催に向けて日程調整に入り、5月26日にオンラインによる事務担当者会議を行い、トップ会談で町長が提出を求めた事業計画や資金調達計画等の関係資料がいつ提出できるのかなどの確認を行いました。これに対し、アークルはこの関連資料に係る提出について、提出時期については、一旦持ち帰って、社内で検討した上で回答したいとし、この協議の翌日である5月27日に回答メールがあり、関係資料の提出は、みさき公園内の雨水排

水などインフラ施設に関するアーケルが考える諸課題について協議するための関係者会議をまず先に開催し、一定の方向性を決め、それに応じた計画を整えてから、開催したいと。そして開催時期については、本定例会までには開催できるように努めるとの連絡でございました。この連絡を受けまして、本町は6月11日アーケルに対して、本定例会の日程は8月19日から9月9日であると伝え、この時期に間に合う形で、みさき公園内のインフラ施設に関する関係者会議を速やかに開催し、それに先立ち、今現在の事業計画策定などの取り組み状況についても封書にて報告していただくよう、改めて要請をいたしました。しかしながらその後アーケルからインフラ施設改正に係る関係者会議の日程調整のご連絡がなく、本町が求めていた関係資料の提出もございませんでした。その後6月27日になって、インフラ諸課題解決に対する要望書と題する、新たな要望書がアーケルから提出されて参りました。この要望書では、公園内の公共水路を公園内から外すこと。みさき公園内の敷地境界の一部において、確定根拠がないエリア及び、公園北側の管理用道路が実質的に生活道路として利用されていることなどから、事業契約に定める事業敷地の区域変更を求めるなど、令和4年9月に締結済みの事業契約規定の内容及び、令和6年1月に本町が承諾した。変更後の公園計画の内容について、さらに所要の変更が必要となる重要な要素が含まれる要望内容でございます。そのため本町はアーケルからの要望書を記載する意図を正確に把握しなければならないと考え、その上で、適切に対応する必要があることから、7月1日にアーケルに対して、要望書に記載する公共水路を公園から外す。また、事業敷地の区域変更などの要望の趣旨を再確認するための質問書を送付いたしました。しかしながら本町からの質問書に対しても、アーケルの回答はなく、また6月11日に要請した。町が求める関係資料等の報告等もないままの状況を踏まえ、7月25日になり、本町はアーケルに対して本定例会において、議員の皆様に、報告できるよう、改めて取り組み状況の確認を求めるメールを送付いたしました。アーケル内では、アーケル内での調整に時間を使っているとの理由で、昨日、業務終了後の時間帯にアーケルから、新たな要望書に対する本町からの質問にかかる、回答があったところとなっております。これを受けて本町はこの回答内容を確認の上、確認及び精査の上要望に対する協議に臨みたいと、現在は考えているところです。あわせて本町が求めてい関係資料の提出の、引き続き催促して参りたいと考えています。以上がトップ会談

開催から現在までにおける経過の報告となります。現時点の結果として、本町が求め
る事業計画書や、資金調達計画等の資料は、いまだにアークルから提出のない状況と
なっております。

○坂原正勝議長 谷崎整史君。

○谷崎整史議員 契約が非常に一旦契約を、かつて3年間延長2027年まで延長して
おります。ただし契約の延長でありまして、今これは聞いてますとアークルが求めて
きてるのは契約内容の変更ですかね。管理箇所とかの。契約内容の変更が不要であれ
ば、契約を打ち切ることも可能ではないのかなと、民間では思うところでございます。

また1例では、泉佐野市の方ではかつてりんくうタウンで10数億預かり金をいた
だいて、公園を実施する予定の業者ができない場合にその場合預かり金があつてそれ
を返して、事業者を変えたということもあるようでございます。何度も、全協等で申
し上げてますが、契約、履行と信頼関係は全く別なんです。契約履行の話なので、ど
れだけ契約をちゃんと履行していただけるか。何かこの不具合が解決しないと実際の
事業計画資金計画等も出ないと。そういうところが非常に不審に思われるところでござ
ります。あわせてですね本年の9月までの報告を受け、本年9月までに報告を受け、
町長に伺いたいんですが。2027年3月、3月でしたかね最終として、資金計画事
業計画、関連企業団等を明確にしない。しなかつた、しないときは、2027年以降
の契約の存続は認めないと。聞いておりますが、町長の方針として、今後の
アークルのあり方と、契約のあり方、契約履行のあり方を踏まえて、そのご意思は変
わりがないのか、確認したいと思います。

○坂原正勝議長 田代町長。

○田代町長 谷崎議員の質問にお答えさせていただきます。

内容については今担当の方から経過等については説明させていただいた通りであ
ります。それで私の方からは本年4月以降についてですね、アークルとのトップ会談
についての内容について聴取、概略を説明させていただいて、最終の結論を出したい
というふうに思って本年4月21日に行ったPFI事業者である株式会社A r k L
E代表者とのトップ会談では、私からアークル代表者を信頼して、事業契約を締結し
ていること、並びに公園計画の変更についても申請通り承諾したことをお伝えしてお
ります。なお、変更をされた公園計画については、計画に定める事業スケジュール通

り開園させ、住民の皆様のご期待にこたえるよう、しっかりと進めていただくことを強く求めたところであります。従って本町は、再度事業スケジュールの延期は認めない方針であることもお伝えしております。またその後の進捗状況につきましては、今担当者から説明のあった通り、トップ会談後も、アーカルからは、本町が求める。資料の提出はなく、さらに6月21日には、新たな要望書が提出されたとのことです。この要望による、事業スケジュールに与える影響などを踏まえ、今後、本町がとるべき対応を慎重に検討する必要があると考えております。結論といたしましては本事業スケジュールが予定通り履行されない場合や、その他の事業契約上に影響を及ぼす状況が見込まれると判断できる場合には、本町は締結済みの事業契約や関係法令に基づき適切な判断を行うことも必要と考えておりますので、谷崎議員のおっしゃっている前回同様、考え方は変わっておりません。

○坂原正勝議長 谷崎整史君。

○谷崎整史議員 固い決意で臨んでいただきたいと思いますありがとうございます。

みさき公園、多奈川第一、二と同じく、非常に大事な財産でございます。そこが宙ぶらりんで、何か、せっかく、近隣商業地域に変わって、都市計画法の問題がありますけども、利用価値の高い土地になっておる。これが、ただ、公園事業をする可能性があるという看板だけに使われている状況では、非常に残念。それで時間が遅々として、計画時間が進まないというのは非常に残念なことでございます。やはり自主財源確立を目指してですねみさき公園の有効利用とか、ただしの有効利用をぜひ検討いただきたいと思います。また、契約については履行が第一です。信頼関係の関係ないです。契約の変更は契約の破棄にも繋がります。そういうところをきっちと押さえてですね、十分対応いただきたいと思います。ありがとうございました。

○坂原正勝議長 谷崎整史君の質問が終わりました。

次に、一般質問で使用する補助資料については、議員及び理事者の皆様には、メールにて配布しております。パソコンまたはタブレット、スマホ等でご参照いただきますようにお願いします。また傍聴の皆様には、配布しています。傍聴者用資料をご覧ください。

次に竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 ただいまご指名にいただきました、大阪維新の会岬町議会議員団竹原

伸晃でございます。まずはご指名いただきました、坂原議長ありがとうございました。

今回の質問につきましても私は資料を用意させていております。傍聴の皆様には資料と同時にですね、モニターでも表示しております。ご参考にしていただきますよう、お願ひするとともに、準備くださいました。議会事務局様ありがとうございました。質問に入る前にですね、前回6月議会で、私が質問取り上げました、大阪万博の取り組みについてですが、チームエキスポや、ライオンズなどの関連活動がきっかけとなり、町の認知度向上や、観光客の誘致、地域内の消費の拡大に取り組むと、回答があったところでございますが、私もいろいろな場面で見守って参りました。万博残り期間ですね、10月13日まで55日間となっております。引き続き支援の活動をお願いしたいと思います。それでは本題に入らさせていただきます。今回は3つの分野についてお聞きいたします。

1つは、教育、2つ目は、公共施設、3つ目は、前回、少し時間が足りなかつた紀淡連絡道路についてでございます。回答いただきます。理事者の皆様には、明快な答弁をお願いいたします。

まず1つ目。魅力ある教育で豊かな心を育てるについてです。岬町は、少子化が進む中、少人数校のメリットを生かし、以前から学力も体力も近隣の自治体の学校及び、すぐれていたのかなと記憶しておりますが、最近の傾向について確認させていただこうと思います。町内小中学校の学力、体力向上への、取り組み。そして成績、そして課題はいかがでしょうか。ご答弁をお願いいたします。

○坂原正勝議長 教育次長松井文代君。

○松井教育次長 竹原議員のご質問にお答えさせていただきます。

教育委員会では、町の教育活動全体の指針として、学校教育方針を策定しており、その中で、重点目標の1つとして、確かな学力の定着と学びの深化を掲げております。この目標のもと、学習指導要領を踏まえ、基礎的、基本的な知識、技能の確実な習得どう思考力、判断力、表現力などの育成を図り、ともに、予測困難社会の変化に主体的に対応し、みずから可能性を発揮できる児童生徒の育成を目指し、学力向上及び授業改善に取り組んでいるところでございます。主な取り組みといたしましては、小学校において、学力向上チャレンジアップ事業を実施しており、課題解決に必要な力をはかる診断テストを行い、その結果を分析することで、個々の学力実態や学校全体

の傾向を把握し、課題に応じた具体的な対策を講じております。また、学識経験者を招聘し、小学校国語科を中心に授業への指導助言をいただくことで、教員の授業力向上にも努めております。中学校においては、中学校学力エンパワーメント事業を実施し、教員が、学識経験者の助言を受けながら、授業改善に取り組み、同様に授業力の向上を図っております。さらに、町内すべての小中学校にA I ドリルを導入し、児童生徒1人1台の端末を活用することで、基礎基本の学力定着と、個別最適な学びを推進しております。次に、学力状況についてでございます。令和7年度に実施されました。全国学力学習状況調査。いわゆる全国学力テストにおいて、小学校では国語、算数、理科の3教科が実施されました。国語、算数はいずれも全国府平均と近い水準であり、理科についても、国語、全国・府平均と同等程度の結果となっております。分析結果をもとに、さらなる延長を図って参ります。中学校では、国語が全国平均と同等程度、数学は、平均をやや上回り、理科も全国平均を上回る成果を上げております。本町は対象人数が少ないため、数値変動はありますが、全体として安定した水準を維持しており、今後も一人一人の力を伸ばす取り組みを進めて参ります。こうした結果を踏まえ、児童生徒一人一人に対するきめ細やかな指導に努め、学力の底上げとなるさ、さらなる向上を図って参ります。次に、体力向上についてでございます。令和7年度の全国体力運動能力調査につきましては、現時点では速報値が公表されていないため、令和6年度の結果に基づいてご説明申し上げます。調査対象は小学校5年生及び中学校2年生であります。令和6年度全国体力運動能力調査では、小学校中学校とも全国平均に近い水準を示し、小学校女子は府平均とほぼ同等でした。今後、一層の伸びが期待される分野については、改善策を講じております。昨年度からは、和歌山大学のノウハウに加え、大阪体育大学からも、学識経験者を招聘し、教員向けの体力向上研修を実施いたしました。授業内容の工夫や運動機能の充実を図ることで、児童生徒が運動を楽しいと感じる環境づくりを推進しております。今後も引き続き、学力、体力双方の控除向上を目指し、分析等、改善を重ねながら、児童生徒が意欲的に学び、健やかに成長できる教育環境の充実に努めて参ります。

○坂原正勝議長 竹原、伸晃君。

○竹原伸晃議員 ご答弁をいただきました。

私が同じ質問を3年前のこの9月議会にもさせていただいておりまして、そのとき

の回答では、小学校の学力については、若干下降気味だが、心配な面もありながら、中学校においては、学力体力ともに、大阪府平均並びに全国平均を上回る成果を上げているとの回答だったので、今回の報告を聞くと、府平均程度に落ちてきて、下がってきたのかな、下方修正されているのではないかと思っております。まだまだ伸びしろがありますのでしっかりと頑張っていただきたいと思っております。

資料に3枚の地図をつけております。最初に、大阪府の北部地域の地図、そして、大阪府の南部地域の地図ですね。そしてその次に、岬町周辺の拡大図となります。これは大阪府の教育委員会のホームページから引用したもので、公立高校に印が入っています。私は以前から、岬町においては、地理的な関係もあり、高校に進学するときには、やはり学力、体力が求められる。やはり行ける学校というのが、南海本線沿線でないと、なかなか難しいということもあって、成績を高めていただきたいというのが、希望でございます。大阪の中心部におきましては、半径5kmの円の中に、もう10個近くの高校があったりですね。岬町役場を中心とした円を書いていたんですけども。半径5キロのところには、岬高校が、そして、次は半径15キロのところにりんくう翔南高校、それで2つになりますよね。20キロにしても、佐野高校、佐野工科高校、日根野高校が入って5つ、そしてどんどん進んで、貝塚岸和田までとなるんですね。結構、通学時間が、まだそこでも1時間程度、それ以上になると、大阪市内まで行くとなるとですね、1時間半、往復で3時間超となって参ります。私立高校については、公立高校より、大阪中心部、集中しておりますので、同じことでございます。高校を選ぶにあたって確かな学力が必要だと切に思っております。先ほどの答弁では、学力体力双方の向上を目指し、児童生徒が意欲的に学び、健やかに成長できる教育環境の充実に努めることでした。教育環境については、昨年同様とか、以前からあるようにとか、前年踏襲の取り組みでしたら、マイナスだと受けとめていますので、教育環境の整備に関しましては、チャレンジ精神を持って、我々大人があらゆる知恵を絞って進めていただきたいと思うそれが未来の岬町を作っていく第一歩だと思っておりますので、担当の教育委員会の皆様、どうぞよろしくお願ひいたします。

次にポツの2つ目になります。教育環境の整備で5年前から取り組んでおられますGIGAスクールについて確認させていただきます。当初の目的であった、最適学習やSOHO型事業、そして教員の負担軽減が図られているのかどうか、GIGAスク

ール導入による成果と課題、今後の取り組みについて、ご答弁をお願いいたします。

○坂原正勝議長 松井文代教育次長。

○松井教育次長 竹原議員のご質問にお答えいたします。

国のG I G Aスクール構想のもと、本町においても、児童生徒一人一人端末を整備し、ICTを日常的かつ効果的に活用しながら、個別最適な学びと協働的な学びの実現に取り組んでおります。ICT活用により、情報共有の容易化や、多様な意見の比較検討が可能となり、みずから考えを深めたり、課題解決に生かすなど、協働的な学びが充実しております。また、学習用ソフトなどを用いて、教員が学習状況を把握することで、一人一人の課題に応じた教材が提示でき、個別最適な学びの充実にも繋がっております。端末は日々の授業のみならず、家庭学習にも活用され提示された課題への、取り組みに加え、みずから学習内容を選択し、学びを深める姿も見られております。一方で、導入から5年が経過する中で、依然として課題が見受けられます。学校間におけるICT活用の取り組みに差があること。教員のICT指導力やスキルに個人差があること。こうした課題への対応として、ICT支援員の巡回頻度を令和6年度からふやし、現場での支援体制を強化するとともに、ICT支援員による研修を通じて、教員の指導、指導力向上を推進し、ICT活用の中心的役割を担う教員を対象に、課題共有や協議の場を設け、事例の収集、共有など、学校間の格差縮小を図っております。さらに、令和6年度から始まったG I G Aスクール構想第二期ネットワーク議会においては、1人1台端末のさらなる利用、利活用促進と、学校間の格差是正を、重点にとらえ、引き続き教員研修や、事例の共有、発信を進めることで、教員の指導力向上に努めて参ります。

○坂原正勝議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 現状を踏まえ、丁寧にご答弁いただきました。

私が作成した資料に、一般的なG I G Aスクール構想のメリットと、そして、デメリットを載せております。教育次長の答弁の中で関連することが多数ございましたが、G I G Aスクールに関する、課題である、学校間におけるICTの取り組みの差といいますか、それを埋めることや、教員のICT指導力やスキルの個人差を埋めることにつきましては、岬町は、小規模校が多いのと、1つの中学校ということでございますし、ICT支援員をしっかりと巡回していただいているということなんですので、課

題解決はしやすいのではないかというふうに思っております。いち早く課題を解決し、G I G Aスクール構想が実現できれば、できればですね、すべての子供たちに質の高い教育を提供できるようになり、教員の負担も大きく減らせると考えますので、ぜひ子供たちのために努めていただきたいとお願いをしておきます。

ポツ3つ目に移ります。学校教育課、指導課。ここにございます。それと、生涯学習課、青少年センターにございますが、現在離れた場所で業務を行っておられます、部活動の地域移行か控える中、日常的な連携や意思疎通の強化をするためにも、同じフロアで業務を行うことについての考えは、通告させていただいております。教育委員会の職員数が限られているので、協力体制を築けないかとか、教育次長の負担軽減など、その他の理由も多々あるのですが、一番大きいのは、1から2年先に、実施されるであろう、中学校のクラブ活動の地域移行が迫っていることです。教員の働き方改革の一環でもあり、国の指針を受けて、すでに取り組まれている自治体も増えてきました。これは部活動の地域移行のメリットとデメリットについて書き出したものです。メリットとして生徒児童側としてはですね、活動選択肢の拡大。専門的な指導の受講、そして交流の促進、教員側のメリットとして、普段、業務負担の軽減、専門性の向上となっています。各家庭の部活動の費用、送迎負担が増える可能性がある。部活動に対応した指導者、活動場所などの確保が難しいし、難しいケースもある。指導者には技術的なレベルだけではなくて、生徒との接し方などの配慮が必要となっています。また、一般的な課題や、対応についてもまとめてみました。課題では、部活動に対応できる民間スポーツ環境、人材の整備、外部指導員への研修機会の拡大。部活動、ある費用や保険の支援。そしてスポーツ大会の制度見直しが必要となっており、対応として、私は、学校教育課、生涯学習課が、連携して取り組む必要があると、本当に考えています、岬町教育委員会におかれましてもご検討、していただいているのかなと思いますが、現時点での方針はどうなっているのか、ご答弁をお願いしたいと思います。

○坂原正勝議長 松井文代教育次長。

○松井教育次長 竹原議員のご質問にお答えいたします。

部活動の地域移行につきましては、文部科学省の方針に於いて、学校部活動の持続可能性を確保するとともに、地域における多様なスポーツ文化活動の充実を図ること

を目的としており、自治体がその中核的な役割を担うこととされております。本町におきましても、市町村が地域移行の推進主体として、地域のスポーツ団体や文化団体相互地域スポーツクラブ等との連携を図りながら、学校現場と地域との円滑な接続や活動の受け皿づくりに向けた環境整備を進めていくことが重要であると認識しております。ご指摘のように、連携体制の強化は大切であると考えておりますが、庁舎内の物理的な配置につきましては、スペースや全体の、機能面なども踏まえての検討が必要であり、現時点では、配置変更は難しい状況でございます。なお、現状におきましても、学校教育課、指導課と生涯学習課の間で必要な情報共有や調整は適宜行っており、一定の連携体制は確保できているものと認識しております。今後も、それぞれの課の役割を踏まえつつ、引き続き緊密な連携が図れるよう工夫を重ね、部活動の地域移行の円滑な推進に努めて参ります。

○坂原正勝議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 ご答弁いただきました。

確かに、物理的な執務環境という点で、この庁舎にまとめるというのはほぼ不可能なのかなと。逆に青少年センターにまとめるということも、本年度の耐震診断の結果が、後程出でますが、良いものであるとは考えにくいこと也有ってですね、まとまつてできるような耐震化されたどこの施設、例えば小学校の空き教室を改修して利用するなど、手を尽くしていただきたいと考えております。課題として受けとめていただいて、検討していただければと思います。またこの件は次の大きな2番にも繋がります。公共施設のことですね。今回質問させていただいた教育分野、3点におきまして、ハード面ソフト面を整えて、かつ成績が優秀ということになりますと、子育て環境の、におきまして、申し分のない岬町でございますので、子供たちの教育のために、岬町に移住してこようと言う方が増えてくることに繋がります。子供たちのスポーツや文化教室など、受け皿は整っていると自負していますので、教育に関するよりよい取り組みを、今一度、要望いたしまして、次の質間に移りたいと思います。公共施設の複合化に向けてとの内容で通告しております。我が町の公共施設の多くは老朽化し、耐震性能を有しないものもある。庁舎のみ更新では、自主財源が基本だが、複合施設なら補助金や助成金等があるのではないか。未来へ向けて舵を切る必要がある。とさせていただいておりますが、順に回答お願ひしたいと思います。

それでは最初に、前回この庁舎を耐震診断したのはいつかご答弁をお願いいたします。

○坂原正勝議長 総務部理事 南 大介君。

○南総務部理事 お答えします。

岬町庁舎の耐震調査につきましては、建築基準法による新耐震基準が適用される以前の建築物でございますので、平成25年度に耐震診断を実施しております。

○坂原正勝議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 平成25年ですね。現在令和7年ですので、12年も、前になるのかな。それでは、その当時の診断結果は、どのようなものであったのか、おさらいさせてください。ご答弁をお願いいたします。

○坂原正勝議長 総務部理事 南 大介君。

○南総務部理事 お答えします。

耐震診断結果といたしましては、震度6から7程度の地震に対する評価は、1階及び2階は倒壊の危険性が高い。3階は倒壊の危険性があるとされ、建物の耐震補強が必要であると判断されております。

○坂原正勝議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 そうでした。そのような結果であったと思い出しました。

そこから12年経ってもですね、現状変化がない。理由は多々あると承知しています。一番大きいのは、資金がないと。お金がないというのが大きいのかなと。また庁舎建て替えに関しては補助金もないと。確かに当時の記憶では、資金がなかつたら建て替えることができない。将来の住民に借金を背負わすことができないとの判断で、現状を続いていると。しかし、この間、町としても手をこまねいていたわけではないとも思ってます。少ない金額ではありますが、庁舎用の基金を積んでおられますし、しかしですねこのままのペースでありますと、数十年たってもう建て替えは難しい。判断しなければなりません。ここは視点を変えて、何点か伺いたいと思います。まず、本当に使える補助金はないものか。例えば津波対策であったり、地産地消の木材を使ったり、本当にないものでしょうか。ご答弁をお願いいたします。

○坂原正勝議長 総務部理事 南 大介君。

○南総務部理事 お答えします。

津波対策で補助金はないのかというご質問ですけども、現在の庁舎の場所につきましては、津波の浸水想定エリアには含まれていないということから、津波対策では難しいと考えております。また、庁舎の建設費は一般的に、国や都道府県の補助金がないため、庁舎整備に向けて積み立てている基金と基金を当て、残りは一般財源で賄うことになります。庁舎機能の一部については、防災対策に関する緊急防災減災事業者、いわゆる緊防災や、再生可能エネルギーの整備に関する脱酸素、脱炭素化推進事業債など、充当率や交付税措置率が高い、有利な条件で借りられる地方債を活用できますが、現在これらの地方債は、令和7年度までが発行期限とされておりますので、こちらにつきましては全国町村会等を通じて、制度延長を要望しているところでございます。その他、設備機能によっては、各種補助金、補助事業が活用できる場合があるため、引き続き情報収集や、国、大阪府への要望活動を行い、財源の確保に努めていきたいと考えております。

○坂原正勝議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 答弁ではですね、津波浸水エリアに含まれていないことですが、実際どうなんでしょう、大津波がどれだけの高さで来るのか想定されているのか。役場の入口のところには海拔3メートルという看板も設置されていますし、また、この前のカムチャッカ半島の地震の対応など、浸水想定エリアではないと。何とも言いません。言いがたいですが、浸水想定エリア、もうこの、役場の前。この線路の高さというか、府道が浸水するなら、もうこの役場機能っていうのが失われるのと同じではないかと思います。役場に車両の乗り入れができなくなるんですよね。もう目前の道が通れなくなる役場から、どこへも行けなくなるというのは、浸水したのと一緒にではないかと思うわけです。

ここに1つの記事がございます。約10年前、和歌山県の湯浅町が庁舎を、沿岸部から高台部へ移転されました。この地域は津波予想約10メートルで、もともとの役場が海拔4.1メーターでしたので、約9割の補助金をいただき、移転されたと聞き及んでおります。私も移転後に2回ほどを視察させていただきましたが、不便なところにあるんだというくらい離れたところに建てられていて、横にはね、消防署も併設し、新しい庁舎には、災害時に400人を超える住民を収容できる多目的ホール、これは議場と兼ねているホールですが、そういうのも作られていたり、とても立派なもの

のでした。我が町も補助金があればと思いますが、こちらの一方的な解釈だけでは、相手、国や府においても聞いてもらえない。理解できるのですが。普通に津波は恐ろしくもあります。そういう観点からも引き続き要望活動をお願いしたいと思います。違う観点からです。こちらは、昨年ですね、議会で、視察に行きました、岩手県紫波町のオガールという、官民の取り組み。官民連携の取り組みです。庁舎がそこに移転されていました。現地で見て聞いて初めてわかったのですが、平成19年に就任されました。藤原町長と民間の土建業、2代目の岡崎氏がタックを組んで、新しいまちづくりを進めておられました。この取り組みは、今まで紹介したのと反対に、補助金をもらわず、事業を進める。補助金をもらうと足かせができ、時間もかかり、後々も手続きが面倒なことから、補助金に頼らず、新しいまちづくりを計画し実行され、集約された機能を持つエリアとしてオープンされていたのでした。一言で言うと、すばらしい取り組みでした。全国からも多くの方が視察に訪れていました。我が町と背景が異なる点が多々あり、すべてが参考にはできませんが、まちづくりの好事例として、参考にすべきものもあるのではないかと思っております。紹介の3つ目は、岡山県の美咲町でございます。本年5月に新庁舎に引っ越しられて執務が始まっておりました。この町は合併して本年で20周年とのこと。庁舎建設も悲願であり、新しい庁舎に移りましてみんな、おられましたが、その計画の計画におきましては、タイトルが賢く収縮する、まちづくりも人口が減っていくのが、もう目の前に見えている中で、収縮するまちづくりというところで計画され、そういう話を聞いていましたので私も一度見ておきたかったので、今月、7日に庁舎見学させていただきました。シンプルかつ機能的なものだとなっていました。いかにも現代ふうな、簡易な外観で、中は2階建て、地下はなしですね、執務スペースも広くはなく、職員の皆様がごちゃごちゃおられるイメージもありましたが、機能的であり、安価であり、庁舎部分で約10億6000万円とお聞きしております。将来に合併などで庁舎が不要になったときは解体することも考えて作っているとのこと。私たち大阪岬町の職員さんにも見てもらいたいなと切に思いました。庁舎の隣には教育センターが建設され、社会福祉協議会や図書館を併設した建物が機能的に動いていました。こちらは、各種の補助金がいろいろ出て、自主財源を、本物少しで済んだのかなというようなもので、すごいの一言でございました。さてですね、よその町を褒めるのもこれぐらいにしましてですね、

我が町のことに戻りたいと思います。質問としては、庁舎を建設するにあたり、例えば、避難所となる体育館を建てて、そこに庁舎機能を入れるとかしたら、補助金の対象になったり、安く建設できるのではないかと思いますが、いかがでしょうか。答弁をお願いいたします。

○坂原正勝議長 総務部理事 南 大介君。

○南総務部理事 お答えします。

避難所となる体育館に庁舎機能を併設することについてご質問にお答えさせていただきます。まず、避難所としての体育館は、災害時に、地域住民の命と安全を守るために重要な拠点であり、調査機能を併設することには多くのメリットと課題が存在いたします。メリットとしましては、災害発生時において、行政と住民との連携が迅速かつ円滑になる点が挙げられます。具体的には、庁舎機能を併設することで、行政職員が現地に常駐しながら情報収集や指揮命令が直接行える体制が整い、避難所運営や支援活動の効率化に繋がります。また、防災拠点としての一体的な管理運営が可能となり、平常時から訓練や準備も容易となるという利点がございます。一方で、課題としましては、現在の庁舎の場所に体育館を併設することは難しく、さらに財政面でも考慮すべき点がございます。体育館に庁舎機能を併設する場合、新たな改修工事や設備導入費用が必要となり、その予算措置についても十分な検討と計画立案が求められます。総じて申し上げますと、避難所となる体育館に庁舎機能を併設することは、防災減災対策として有効な選択肢の1つではございますが、その実現には、建設場所、財政負担など、多くの課題について検討を行う必要がございます。当町では、岬町庁舎整備基本計画に基づき、現在の場所での庁舎整備に向け、引き続き財政財源の確保に努めて参ります。

○坂原正勝議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 1つ訂正です私数字を読み間違えまして、岡山県美咲町の庁舎の金額が10億6000万円と言いましたが10億4000万円と記事の中でなっておりました。訂正させていただきます。先ほど南理事から答弁いただきました。令和6年、失礼いたしました。令和元年、6月に庁舎整備についての答申を、岬町庁舎整備検討委員会の喜多委員長から、出されたものを見たことがあります。そこには早急な庁舎整備が望まれる点や、交通の利便性、財政への負担などの観点から、現在地が建て替

え候補地として適切であると判断しましたとあります。すでに早急でなくなっているので、先ほどからいろいろな先進事例を見ていただいたように、今後、考え直す時期に来てると思うわけです。その答申。皆さんにもう一度見ていただければと思うんですが、岬町庁舎整備検討委員会答申で検索していただいたら出てきますけども、その中には、金額的なものが載っていなかったので、当時の審議会で前提としていた庁舎の金額は幾らであったのかを教えていただきたいと思います。お願いいいたします。

○坂原正勝議長 総務部理事 南 大介君。

○南総務部理事 お答えします。

岬町庁舎整備基本計画を策定しました。令和元年度の時点では、庁舎の建て替えの費用、建て替えに要する費用としまして、約25から30億円を想定しておりましたが、今年3月に実施しました、大手建設事業者へのヒアリングにおいては、近年の資材や人件費の高騰により、当時の事業費の約1.5倍から2倍程度の事業費が高騰していると聞いております。

○坂原正勝議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 事情がそんなにも進んでいるとは、もう本当に一昔前の議論となっております。本当にね、岡山県美咲町見てきてもらいたい。どうでしょう。高額な庁舎を考えずですね、資材やデザインを縮小して、安価でできるものを検討されてはどうかと思いますが、担当としてはいかがお考えでしょうか。お願いいいたします。

○坂原正勝議長 総務部理事 南 大介君。

○南総務部理事 お答えします。

本町としましても、決して高額な庁舎の建設を目指しているものではございません。庁舎は住民サービスを支える行政の基盤でございまして、災害時の機能確保や、職員の業務環境の安定。長期的な維持管理を含むライフサイクル全体を見据えた計画が不可欠でございます。庁舎を安くつくることだけを目的にするのではなく、災害に備え、住民と職員が安心して利用でき、将来の行政運営を支える中核の施設として役割を果たすことが、重要であると考えております。そのため、安価さと安全性機能のバランスを最優先としつつ、財政的な健全性を損なわない施設の建設を追求していく必要があると考えております。

○坂原正勝議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 条件がいろいろあって、なかなか難しいと思われます。

それぞれの自治体にそれぞれの事情があり、歴史的背景や地理的な背景、そして自治体の持っている資金の背景も異なることは承知しています。しかし、危険な、耐震性能を有しない庁舎での仕事をさせるという判断は、一刻も早く解消していただきたい。たとえ、新庁舎が立たなくともですね仮庁舎でプレハブを建ててですね、業務を続けたほうがまだいいのではないかと思っています。命の方が尊いと考えます。トップとしての責任もあると思われますが、田代町長にご意見をお聞きしたいと思いますよろしくお願ひいたします。

○坂原正勝議長 田代町長。

○田代町長 竹原議員さんの質問にお答えいたします。

庁舎の建替えの問題とかいろんな問題について今南の方から、答弁させていただきました。要は今、方向転換するっていうことは大事なことで、一旦、前に進んでも、やっぱりその方向が悪いと思ったら、それは右に舵を切るなり、また一旦止まるなり、それは必要かと思います。しかしこの庁舎建て替えについては、検討委員会そのもので、一定の庁舎検討委員会の委員さんの意見がですね、出ておりますので、担当としてはそれを中心に、今まで検討してきた。先ほどおっしゃっていた湯浅町についても、これはやっぱり、津波浸水区域ということで、高台へという、そういう補助金があって補助制度に乗つかった。それから、岡山県の美咲町は、我々は友好都市としての、ほんま関係があるんですけど、ここは合併特例法を使ってですね、いろんな建物を建てられたいという経緯があって、その庁舎が非常に安くでき上がってる。木造使つたらもっと安いんじゃないかという方法もあるでしょうし、いろんな方法はあると思いますけども。岬町の場合はですね、限られた敷地の中また公共施設の用地、それを考えると、やはり今の場所に設置、いわば建て替えるのが大事かと思いますけども。要はやっぱり先立つ物が、お金なんですよね。やはりようやく30年ぶりに70億を借金を切ったわけで、私が就任した当時は何遍も申し上げてますけど、97、8億ぐらいの借金があったと。その借金を返すのに一緒に今まで行革を皆さんと一緒に進めてきた。そういう経過から、また時として、職員のですね、退職金を、借金して、退職金を支払った経過もありますし、職員の採用も六、七年間止めておったこともあります。

そういう傾向を考えるとやはり、その建物、公共施設、またこういう施設を建て替える、庁舎はこういう施設ですので、100%を言えば自主財源が必要だ。ここが一番根っこになっているところなんですね。熊本等地震が起きたときに庁舎が崩壊して、そのときに特例法があったんですけども、それ、それに乗つかるべく、担当職員は努力したんですけども、間に合わなかつたっていう事例があって、結果的そのつぶれよう、特例法によって庁舎が現在想像することができなかつたという、経験もあります。それを考えますとですね一番やっぱり、議会の皆さんにも住民の皆さんにも理解をしていただきたいのは、これいつあの地震が起きるかわかんないですから、維持、1日でも早く建て替えまたは耐震化するというのが、も必要になってくるわけですけども。やはり庁舎をこの庁舎を建てて、後に岬町は再建団体に陥った。非常に苦しい時代が10年間続いた。これも町民の皆さんも本当に対応はしきれなかつたところがたくさんあってですね、苦労していただいた経緯、その轍を二度と私は踏むべきでないという考え方。つまり町長は安全日本なあ、安全なところばっか歩くのかって、そういうじゃないんですよね。やはりこういった公用施設をやる場合については、100%の借金をする場合は、やっぱり予想立てていきたい。それには、その目安とは何かつて言いますとやっぱり自主財源の確保、それはやっぱり関西電力さんの跡地の旧誘致、今進めておりますけれども、そういうことを含め、固定資産税、またこういった町民税、そういうものがどれぐらいの目安が建つのか、そのめどをやっぱり、まず一番大事なのは、裏付けになる、その財源のめど。まずその処理物を立てていかないと、読み込むにですね、その時のときの流れで建て替えるというのは、後の維持管理も含めていくと、その負担は必ず町民にはね返っていくということも考えなきやならないと思ってます。それだから言って、議員さんおっしゃるように、じゃあ御行変えてこういうふうに考えたらいいじゃないか私はそれはもうそれで考えたらいいと思います。とぎにして公民館図書館を早くやれと。いう声も聞いてます。当然やらなきやいけない。またこの前もやらないかな。はたくさん我々の町には山積しております。まず一番、大事なことは、やはり人の命を守る、これが一番最優先に考えるべきだと思ってますので、そういう中で今後ですね、今議員のおっしゃるいろんな方策を含めて、財源の裏付けも考え、国のまたそういった補助制度、また機材を借りるのに格安な記載がないのかどうか。そういうことも含めて検討して参りたいと、このように思

ってますのでよろしくお願ひいたします。

○坂原正勝議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 町長から答弁いただきました。

町長の思いもとてもわかるんですけども。1つだけちょっと町長の答弁の後に言いにくいんですけどね、近隣市町の貝塚市と和泉市が、新しい庁舎になっております。そこへ、私もたまに伺うんですけども。同じく古い庁舎であります岸和田市や泉大津市、阪南市もそうです。ですけども、中で働く人のね。顔が少し違うんです。見てたら、とにかく新しい、この貝塚市・和泉市の職員さん皆、明るく仕事してるんです。職場の環境が雰囲気がよさそうなんですね。そういう意味ではね、役所で働きたいと思う方が増えるのではないかと思うし、優秀な人材が集まってくるのでは、未來の自治体運営に関しましては、もう数年、数十年先のことですけども好影響だと思われます。逆に言いますとですね、危険なところには、人材は集まりにくいのではないかと。そういう観点から、未来数十年後の岬町に向けてですね、舵を切るときが近づいているのではないかと、このように思っております。ありがとうございます。それでは3つの質問になります。これは前回6月の一般質問で取り上げようとして時間がなかつたところでですね、昨今開催というものです。紀淡連絡道路の実現に向けての質問となります。

まず初めにお聞きするのは、紀淡連絡道路の必要性について、政府の見解はどのようなものなのか、ご答弁をお願いいたします。

○坂原正勝議長 まちづくり戦略室理事川島大樹君。

○川島まちづくり戦略室理事 竹原議員のご質問にお答えします。

まず、概要といたしまして、北淡連絡道路は、和歌山市と洲本市を結ぶ全長約40キロメートルの幹線道路で、開通すれば、世界最大級となる紀淡海峡大橋がかけられる計画とされております。次に政府の見解としまして、昭和44年には、新全国総合開発計画において、東海南海連絡道路と位置付けられ、直近におきましては、令和5年7月に新たに閣議決定された。国土形成計画においても、国土全体にわたる連結強化の重要性も踏まえつつ、民間活力の活用も視野に入れ、長期的視点から取り組むとされております。

○坂原正勝議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 資料をご覧ください。

実現させよう紀淡連絡道路として、現在もネット上に上がっております。紀淡連絡道路実現期成同盟会、ホームページより引用させていただいております。中にはイメージ図もあったり、結構充実していますし、過去の取り組みの一覧も載っております。そして次のページには、紀淡連絡道路の予想ルートも載っております。これを見ると、実現するとすごいずっと思いますね。おそらく、開通している。四国と淡路島を結ぶなどの橋や、本州と淡路島を結ぶ明石海峡大橋も最初は計画から始まって、計画を見たときには、何言うてんねんおっちゃんと夢たいなこと言うてんちやうぞ、というふうな話だったのかな。誰もこんなところに橋をかけるなんて、ないときはそういうふうに思っていたのではないかと、馬鹿げていたのではないかと思いますが。そこから、技術の革新や、政治的な動きもあって、1つ1つ進み、実現できてきたのかなと。よって私たちは、この紀淡連絡道路も決して夢ではないのではないかと思っております。同じサイトにですね、紀淡連絡道路のメリットが載っていました。貨物輸送が増大で、学術の交流が活発化する、観光プランも多彩になるとのことです。前提として、この紀淡連絡道路は、和歌山県和歌山市と、兵庫県洲本市を結ぶもので、大阪府岬町にどれだけの影響があるねんとのご意見もあります。当然ながら、実現するにあたっては、この国道26号線、現在複線化に向けて取り組んでおりますが、これはもう当然ながら複線化されるであろうし、場合によっては、阪神高速湾岸線も、泉佐野南から延伸されるかもしれません。兵庫県、そして和歌山県、そして大阪府の結節地点が岬町となって、関空や大阪からの多くの方々が移動のため、岬町を経由することとなり、そこにビジネスチャンスも生まれ、企業も、誘致できるまちの形は大きく変わると思われます。どうでしょうか。これだけのチャンスを目の前にやる。私たち岬町としてできることはないか、行政の考え方をお聞きしたいと思います答弁をお願いいたします。

○坂原正勝議長 まちづくり戦略室理事川島大樹君。

○川島まちづくり戦略室理事 竹原議員のご質問にお答えします。

紀淡連絡道路の構想は、本町のみならず、関西圏全体の将来を左右する重要な壮大な構想であり、関西圏全体で構想実現に向けて取り組んで必要がございます。そこで本町では、令和4年7月に、現在の紀淡連絡道路実現期成同盟会の前身である紀淡

海峡連絡ルート実現期成同盟が設立された時点から、本道路の実現に向けた要望活動に参画をしております。なお、期成同盟会の構成団体は、大阪湾ベイエリア地域に位置する23市であり、大阪府では、高石市、和泉市以南の12市町、兵庫県では、淡路島の3市、和歌山県では、事務局である和歌山市を含む8市町でございます。紀淡連絡道路が実現すれば、大阪湾環状道路ネットワークが形成されるだけでなく、太平洋新国土軸として、既存の西日本国土軸と並行する国土軸構想の実現にも1歩近づき、泉州、和歌山地域だけでなく、関西圏全体の産業物流の効率化、観光振興、雇用創出が見込まれ、災害時にも対応ができる、いわゆるリダンダンシーにも繋がります。本町におきましても、紀淡連絡道路実現期成同盟会の一員として、周辺自治体と連携し、国や関係機関に対して、少しでも構想が毎日その運用、積極的に要望活動や政策提言書の提出等を行って参る所存です。しかしながら、本構想実現には莫大な建設費用や技術的な課題があることも承知しております。将来世代に豊かな我が町を残すため、本構想の実現に向けて、今後も粘り強く取り組んで参ります。

○坂原正勝議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 川島理事から、今後も粘り強く取り組んでいくとの答弁をいただきました。とてもうれしい答弁ですね。和歌山市議会には、和歌山県環状北道路及び紀淡海峡橋建設促進市議会議員連盟なるものが存在し、議長が会長となり、副会長と幹事長を置き、要望活動を行っているようです。私たち岬町議員は、第二阪和複線化の取り組みとして協議会を作り、和歌山市、阪南市の議会の皆様、首長や幹部職員の皆様を委員とした。ところで活動しております。道路建設というのは、多額の費用もかかる面もありながらですね、災害対応には、必要不可欠であることも、昨今の震災対応で学んで参りました。総合的にこれらの岬町の活動が関西圏を救うことに繋がると信じたいと思います。町長には日頃より国土交通省や総務省に日参されまして、要望活動をこなしてくれておられますが、この件に関しましてもね、ご意見をいただきまして、しっかり進めていただきたいと思うところでございます。これにてすべての質問を終了いたします。ご清聴ありがとうございました。

○坂原正勝議長 竹原伸晃君の質問が終わりました。

お諮りします。暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○坂原正勝議長 異議なしと認めます。

暫時休憩いたします。再開は3時20分といたします。

(午後 3時 休憩)

(午後 3時20分 再開)

○坂原正勝議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を再開します。

次の一般質問で使用する補助資料については、議員及び理事者の皆様には、メールにて配付しております。パソコンまたはタブレット、スマホ等で御参照ください。また傍聴の皆様には配付しています。傍聴者用の資料を御覧ください。

○坂原正勝議長 次に、中原晶君。

○中原晶議員、日本共産党の中原晶です。

気候変動による九州北部での線状降水帯の発生と豪雨によって犠牲になられた方々やその御家族、関係者にお悔やみを申し上げるとともに、被害に遭われた皆さんにお悔やみを申し上げます。一刻も早く日常を取り戻せるよう、支援が行き届くことを心から願うものであります。7月20日に行われた参議院選挙では、続く物価高の下で苦しめ続けられている国民の民意が示され、衆議院、参議院ともに与党が少数となる歴史的な前向きな変化を生み出しました。選挙戦を通じて、金権政治や不十分きわまりない物価高対策への怒り、消費税減税を求める意思が示され、国民の願いが実現する可能性が大きく開かれています。しかしあ一方で、自民党の補完勢力や外国人への差別を売り物にする排外主義、局部的潮流が議席を伸ばす結果となったことは重大であります。排外主義が台頭する背景には、暮らしの深刻な困難と、政治への閉塞感がありますが、地方政治においても、差別や排外主義を許さず、人間の平等、人権と民主主義を守る闘いが必要であります、同時に、戦後80年の節目となるこの年に行われた参議院選挙で、局排外主義の流れをくむ政党が伸長したことは、日本が行った侵略戦争と植民地支配を肯定してきた。安倍政権以降の自民党政治による歴史学校が存在したことも指摘しなくてはなりません。しかしながら、戦争終結から的人類の歴史は、平和と人権尊重へと大きな前進を遂げており、ここにこそ、世界の本流があります。植民地主義への反省や、核兵器禁止条約の成立、そして、原水爆禁止世界

大会での核兵器廃絶と軍拡反対。国連憲章に基づく平和秩序の構築など、新たな国際連帯が大きな広がりを見せました。外国人への敵視は社会に差別と分断を広げ、いずれは自国民にもその矛先が向けられることは、過去の戦争における事実が証明しています。多様性と共生、包摂連帯の社会を築くこそが住民の利益にかなう方向であります。その立場で私自身も尽力する決意を申し上げ、住民にとって最も身近な地方自治体である岬町が住民を守り、福祉を増進するために、最大限の努力を払うよう求めて質問を始めます。初めに取り上げるのは、住民の方からの提案に基づく質問です。

提案というのは、テレビで特殊詐欺被害から住民を守る取組を行っている自治体が紹介されていたのを御覧になって岬町でも行えないかといった内容がありました。その方は御自宅に固定電話を設置しておられて、ナンバーディスプレーも契約し、相手の電話番号が分かるようにされているそうですが、番号が表示されても、相手が分からぬときは電話に出るのに不安を感じるそうです。特殊詐欺被害が増加し深刻な社会問題にもなっておりますので、当然のことであります。とりわけ岬町は高齢化率が高く、御本人も御家族も心配されて当然です。高齢者を特殊詐欺の被害から守るために、迷惑電話がかかってきても、呼出し音がならないように、自動で着信拒否できる装置の貸出しに取り組むことを提案するものであります。この相談を受けまして、調べたところ、目黒区で実施されていることが分かりました。用意している資料の1枚目を御覧ください。これは東京都目黒区のホームページの抜粋なんですが、目黒区で迷惑電話、自動着信拒否装置扉本というふうに呼ばれているものですが、これを貸し出すという事業が始まられております。それでですね、すいませんねちょっと資料の字が小さくて申し訳ないんですが、目黒区内で多くのオレオレ詐欺や還付金詐欺の被害が発生しているということで、目黒区では、警察などと連携した自動着信拒否装置による迷惑電話ブロックサービスを行っているということです。それでですね、自動着信拒否装置という項目があるんですが、ここで、私は資料の作り方を失敗しておりますですね。警察等から提供される詐欺グループなどの電話番号を更新しながら登録しますと、要はこの扉本で、どの番号が迷惑電話かと。ということを日々更新していくわけなんですね。で、その番号からかかってきたら、そもそも呼出し音がないと、そういう仕組みを備えたものであります。その下の行のところが読まれへんようなってるんですよ。ここにはですね、その情報をもとに、迷惑電話を認知します

っていう事業は書いてあったんですけど、資料を用意したとき私は全然気づかずですね、これ、何か目黒区の何かがここに入っちゃってるんですね。何かこう、こういうのに慣れません。はい。それで、対象者と設置条件というところがありますが、下のほうに、これは区内に在住の方ならどなたでもということなんですね。お金がかかりますね。設置した時点の年度末までは利用料金はかかるんですけど、次の年度、継続して、利用する場合は利用料金がかかりますって書いてあります。電話して聞いたら、月に400円かかるそうです。もしこういうのを導入するんやったら、無料で貸出してほしいなというふうに思うところなんですが、こんな制度を既に、目黒区だけではないんですが、導入しているところがあります。こういった取組をですね、岬町でも、ぜひ進められてはどうかというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。答弁をお願いします。

○坂原正勝議長 危機管理監寺田晃久君。

○寺田危機管理監 中原議員の御質問にお答えいたします。

電話を使った特殊詐欺を未然に防止するという観点から、当該機器の活用は一定の効果が期待できると考えます。そこで、特殊詐欺の未然防止を効果的に取り組むためには、特殊詐欺被害者の傾向を把握する必要があると考えられることから、大阪府警本部のホームページで公開されております。大阪府内の特殊詐欺被害者の年齢分布を参考にいたしました。一般に特殊詐欺被害者といえば、高齢者であるというイメージが強いと感じられます。実際にこの資料によりますと、特殊詐欺全体での65歳以上の高齢者の割合は、令和4年1月から12月までの間で89%、令和5年中では85%、令和6年中では71.2%のことでした。しかしながら、直近の令和7年6月末の速報値では、高齢者が占める割合は55.7%であり、依然として、高齢の方が被害者となる可能性は高いものの、65歳未満の方も半数近くを占めているとのことですので、高齢者に限定せず、幅広い年齢層を対象とした特殊詐欺未然防止の取組が必要と考えられます。本町では、被害者を出さないためには、防犯対策機器の導入だけではなく、まず住民に対する啓発活動が大切であると考え、そのための本町における特殊詐欺未然防止の取組といたしまして、自治区長と防犯委員の皆様を対象に、令和7年度岬町防災防犯講演会を8月31日日曜日に岬町文化センターで開催を予定しております。この講演会では、大阪府危機管理室の御協力により、金融機関や事

業者、府民等に特殊詐欺等の防止対策を義務づけるとした大阪府安全なまちづくり条例の改正内容をまた、大阪府警本部の御協力のもと、ストップ特殊詐欺と題した劇を上演頂くなど、特殊詐欺未然防止の啓発を行います。これらの状況を踏まえ、防犯対策機器の貸与等につきましては、既に実施されている他の自治体の制度を比較検討し、本町における事業の実施につきましては、課題を整理し、検討してまいりたいと考えます。

○坂原正勝議長 中原晶君

○中原晶議員 大阪警察本部の被害者の年代、お調べになったということで、詐欺が物すごいいろんな方法で編み出されているということのあらわれかなあと思う。思いながら、お聞きしておりました。8月31日の講演会には、ぜひ私も参加して、学びたいと思っています。いろんな研究を進めていただいて、前向きに導入を考えていただきたいなというふうに思います。近くは貝塚市でも同じような機器の貸出しということをやっておりますので、あちこち調べてですね、住民の皆さんに安心を提供していただきたいなというふうに思います。このことに関わって、質問資料の2と3、つけておきました。これは、一つの情報提供的な要素でもあるんですが、NTT株式会社、西日本東日本ですね、ありますけれども、ここは会社独自で特殊詐欺犯罪の防止に向けた取組ということで、ナンバーディスプレーやナンバーリクエストの高齢者、無償化をするという取組を行っていることを知りました。70歳以上ということになりますけど、70歳以上、本人もそうやし、あとは家族の中に、その家の中に70歳以上の人が住んでると。ということであれば、ナンバーディスプレーとかナンバーリクエストとか、月額の利用料や、工事費を無料にしますと、こんなサービスやっては、私知らへんかってね。ぜひ何か知り合いとか、皆さんの御家族にもおられたら、今ねNTT利用してはる人も行ってきてるかもしれませんけども、御紹介頂いてんちゃうかなあというふうに思ったんですね。電話して確認したら手続も結構簡単みたいです。いろんな用意せなあかんのかなあと思ったんですけど、電話1本で簡単であればできるようあります。ひかり電話も対象になりますので、こういった取組もですね、紹介も含めながら、御高齢の皆さんの特殊詐欺被害への心配を少しでも和らげられたらいいなというふうに思っています。一つ目の質問はこれで終わります。

二つ目の質問に移ります。2点目は、シルバー人材センターの運営に関わって質問

をいたします。これまでもシルバー人材センターの健全な運営を願う立場から質問を繰り返してきましたが、今回は民主的で透明性が高く、不正を生まない仕組みづくりが、確立されているのかという視点から、会員に業務を委託する際に、交付される書面について質問させていただきます。まずお尋ねするのは、会員就業条件明示書の交付についてであります。会員に業務を委託する場合、現在はフリーランス新法に基いて、会員就業条件明示書という書面が発行されているとお聞きしておりますが、これは遅くとも、業務着手前に確実にそれぞれの会員にこの明示書の書面が何らかの形で渡っているのか、そのことをまずお尋ねしたいと思います。お願ひします。

○坂原正勝議長 しあわせ創造部長松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 中原議員の御質問にお答えをさせていただきます。

今、議員おっしゃられましたシルバー人材センターが発行する会員就業条件明示証について少し触れていただきたいと思います。岬町シルバー人材センターが会員に対して会員就業条件名称を発行するようになった背景には、先ほどフリーランス新法のお話がございましたが、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律、いわゆるフリーランス新法が令和6年1月1日に施行されたことに伴うものでございます。この特定受託事業者、フリーランスとは、従業員を使用せず、個人で業務を受託する者を指してフリーランスと派遣で仕事をするシルバー会員を除く府シルバー会員も特定受託事業者、フリーランスに該当します。シルバー会員につきましては、先ほど谷崎議員の一般質問において、シルバー人材センターでは、会員数の減少と高年齢化している旨の答弁をさせていただいたところでございますが、少しちなみに岬町シルバー人材センターの会員数についてお話をさせていただきますと、会員数の多い年でありました平成31年3月31日現在では178人に比べまして、令和7年3月31日現在では148人と30人減少しています。また、平均年齢では、平成31年3月31日現在、男性で70.5歳、女性では68.4歳であったのに対して、令和7年3月31日現在では男性75.0歳、女性では73.7歳でしたので、男性では4.5歳、女性では5.33平均年齢が上がっております。そのような状況の中で、フリーランスとして働く人々が安心して仕事ができる環境を整えるために制定されましたこのフリーランス新法において、発注事業者は、特定受託事業者、フリーランスに対して業務の内容、報酬の額、支払い期日などの契約条件を明示する義務が生じたため、

岬町シルバー人材センターは、契約条件を示すため、会員就業条件名称を発行するようになったところでございます。業務着手前に確実に簡易にイメージ図が渡っているのかどうかとの御質問でございますが、岬町シルバー人材センターに確認したところ、業務を請け負うシルバー会員に対して業務前に会員就業条件明示書を発行しているが、シルバー会員によっては、必要がないと断られるケースも多いということを聞いております。そこで岬町としましては、岬町シルバー人材センター事務局には、会員から断るとはいえ、会員就業条件明示書、法律で義務づけられているものでもないので、適正に事務が行われるよう意見をしたところでございます。なお詳細につきましては、岬町シルバー人材センターに御確認していただければと思います。

○坂原正勝議長 中原晶君。

○中原晶議員 フリーランス新法のことをね、説明を頂きました。それで、私が用意した資料の4番なんですが、そこに今松井部長が説明された会員就業条件明示書に当たるもの説明が書いてあります。私も会員さんに、明示書を見せてもらったことがあります。それで、これ、おっしゃるように、義務なんですよね。こういう書類を発行しなければならない。ただ私はいろいろでよくて、資料4のところに書いてますけど、フリーランスに対して、業務委託をした場合、直ちに書面または電磁的方法、メール、ＳＮＳのメッセージ等で取引条件を明示しなければなりません。だから上じやないとあかんわけじゃないし、郵便せね、郵便で送らなあかんわけでもないし、今はかかるか分かりませんが、お金をかけずに、本人に伝える方法をとることができるというのもなんですね。それでここに直ちに書いてますやんか。ねえ。直ちに本人に、明示してもらわなあきませんねん。それでそのことを、きちんともう伝えてあると。私が質問するから、質問通告書にちゃんと仕事につく前に渡ってるんかなあっていう、質問通告出してるから、それを見て聞きはったんかどうか知りませんけども、それは確認されたと、確認されたよね。ほんで本人が必要でないって言われることもあるけどっていうね。であっても渡さなあかんとね、松井部長おっしゃるように、適正に事務を行っていただく必要があるということです。それでこれもし義務違反とかになつたらね。公正取引委員会とか、中小企業庁の長官、厚生労働大臣とかによって、調査、勧告、命令罰金、企業名の公表、そういうことになっていくわけですわ。企業名の公表というのはかなり悪質なケース限られますけどね。それぐらいのもんなんやってい

うことを、シルバー人材センターの事務局は理解を頂いて、事務をされているのか、さつきの答弁やとちょっと私は不安に思ってますので、重ねてそこは、適正な事務効率を守る当たり前のことやからね。それはきちんとやっていただきたいというふうに思います。それで、会員には業務前に発行してますというふうに聞き取っていただいたようありますけれど、私は実際に会員さんに聞きましたら、ある人は断ってもないけれど、もらったことがかなり少ないとということを聞いてます。その人はうそつかへんと思うねんけどな、なので、このことはもう1回ちゃんとね、問題にしていただいて、法律の意味するところもきちんと理解をしていただき、シルバー人材センターがまた新聞に載るようなことになったら具合悪いですからね。きちんと事務を遂行していただきたいと思います。それが岬町と岬町シルバー人材センターとの連携の強化やというふうに思いますので、ぜひそれはお願ひしておきたいと思います。引き続きお尋ねします。就業条件明示書では、報酬に関わって、不正が発生する可能性が残ることになるというふうに私は思ってます。というのは、明示書では、業務全体を幾らで受注して、受け取る配分金が全体として幾らなのかということが分からぬんですね。明示書に記載されるのは、会員が幾らの配分金を受け取るかということしか分かりません。なので、不正を動かそうと思えばできることになってしまいます。どういうことかといいますと、例えば中原さんの家の草刈りをしてほしい。1万円でやってください。シルバーに中原さんが頼みました。そうなると、見積り書には、まず受注額は1万円っていうのが書いてあるわけですよ。それで、例えばそれを2人の人がやります。なったときに、この1万円で受注すんねんけど、5000円もらえるわけちやうわけですね、シルバーに一定額事務手数料とかね、あとは経費とか、そういうお金が入って、残りの額を2人で分けるわけで明示書でいうと、一旦、大丈夫、明示書で言うとね。中原さんが頼んだ仕事を例えば松井さんと古橋さんがやろうとしますよ、松井さんは4000円を受け取ります。古橋さんも4000円を受けております。4000円のことしか分からへんねん。中原さんが幾らで頼んだか分からへん上に松井さんと古橋さんに合わせて何ぼ渡されるか、それも分からへんねん、自分のことしか分からへんねん、フリーランス新法でいうとそれでええんやけど、もしかしたらですよ、余り疑いを持ちたくないんですが、中原さんから1万円で受注しました。松井さんと古橋さんは、普通やったら4000円ずつもらえるぐらいの感情やけど、300

0円ずつしかもらわれへんいうようなこともやろうと思ったらできるわけ。何で300円ずつになるんかいうたら、シルバー人材センターの事務局が、手数料として要件ということが仕組み上できてしまうんですよ。だから透明化せなあかんと、いうふうに私は思っているんですね。それでね、次の資料5を見ていただきたいんですが、これはね、過去の不正が、岬町シルバー人材センターの中で発覚しましたので、そのときに岬町シルバー人材センターの正常化を求める会という会が発足しまして、そこから申入れがシルバーに対して行われました。その回答書の抜粋です。上の抜粋は、2024年8月5日シルバーからの回答書の抜粋です。これはね、その年の3月8日に申入れをしたんですけど、その回答が固まつた、この部分ね、固まつたことないようについて、記載をされています読み上げます。申入れは、会員に対して、これまで仕事内容と配分金が知らされるのみでしたが、今後は依頼された仕事の受注額、配分金、諸経費など全てを書面上に明らかにして、仕事を担う会員に手渡し、情報の透明化を徹底することを求めます。これは申入れの内容の一つでした。これは私がさつき言うことですわ。中原さんから幾らで受注したんか、全体の金額ね。それから、その中の配分金は幾らか。シルバー人材センターに入る諸経費などは幾らか、全部を書面上で明らかにするこれは要するに見積書に書いてあること。これを全部明らかにして、会員に渡すべきやと、いうふうに求めました。それに対して、丸印がついているところがシルバーからの回答です。令和4年4月発注分から依頼主に送付する見積書（作業内容、作業費、配分金額、諸経費）の内訳を記載したもの、それが見積り書ということですね、その写しを作業会員に交付することとしております。こういうふうに回答をしあつたわけですね。それで、令和4年4月、こういうことが、なされていました。うまくなされていましたようには私は思っていません。私の知っている会員さんに事実をお尋ねしたところ、そういう記憶はないというふうに言われました。ほんでね、その先がありますね。ちょっと私ばっかりしゃべること長くて申し訳ないんですけど、その下の部分見てください。2024年12月9日のシルバーからの回答書抜粋、これは、11月26日付で再度このことに関わって申入れをしてるんですね。読み上げます。作業に従事する会員に見積り書を配付してください、これはね。要するに8月5日、回答頂いて、見積り書の写しを交付するって、言うてたけど、それがされてへんからもっかい同じことを、申入れて要求したわけですよ。見積り書を配付

してくださいと。ほんとその回答を見たらやね。回答、令和6年1月1日にこれさっき松井部長が言うててね、フリーランス法が施行されたことに伴い会員の皆さんに明示書を交付させていただいてますと。ついては、発注者の名前とか、業務委託した日とか、いろいろ書くことになってますと、いうことになってね。シルバーセンターでは、昨年4月以降会員の信頼回復に努めております。発注者の見積り額の確認を希望される会員の方につきましては、会員就業条件明示書の交付時に、発注者への見積り書原本を提示し、その内容を確認していただくことで、見積り書の配付にかえさせていただきたいです。これね。見積り書、作業会員に私はって言うてたのに、気ついたら、書いてあるね。これってあるんやって書いてあるんですね。書いてあります。私は問題だと思っています。おまけにやね、見積り書を配付してくださいっていうて要望してんのに、会員就業条件明示書を渡します。これ質問に答えてないんですね。見積り書を配ってよって言うてんのに、見積り書と違うもん、配ってますねん。回答になつてない、見積り書ではなくとか書いてんねやつたらまだわからんねんけどね。ほんとおまけにその見積り書が見たかったら言うてきたら見せたるわっちゅうような態度はちょっとどうかなと私は思っていますので、改めて見積り書の配布が必要やと、いうふうに思います。それは不正を防ぐためです。それをシルバー人材センターに岬町から求めるべきではないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○坂原正勝議長 松井清幸しあわせ創造部長。

○松井しあわせ創造部長 御質問にお答えをさせていただきます。

不正の発生を防ぐために、見積り書の写しは配布すべきではないかという御質問でございますが、岬町シルバー人材センターに確認したところ、先ほどの資料のとおりでございますが、見積り書が岬町シルバー人材センターが発注者に対してこの金額でどうでしょうかと示す見積り書であって、その見積り額をもとに作成した就業条件明示書の発行で確認していただけるものと、岬町シルバー人材センターは認識しており、どうしても見積り書を確認したいシルバー会員がおられれば見積り書を提示することございました。詳しいことについては岬町シルバー人材センターに確認していただければと思います。ただ今の資料で言いますと、見積り書を一旦シルバー会員に提示するという、岬町シルバー人材センターの回答でもありましたけれども、それは中原議員も言われますように、会員への信頼回復のために必要だということでその

当時判断したものだと思っております。ただ今回、フリーランス法の施行に伴いまして、会員就業条件明示書の発行が義務づけられたことによりましてそれにかわるものと、岬町シルバー人材センターの事務局の判断だというふうに、岬町も認識しているところでございますので、ただもう本当に会員と事務局との信頼、信頼関係によるものと思います。明示書がですね、本当にその見積り人に基づいて配分金が示されているのかどうか、疑問のある会員の方については、きっちりと見積り書の提示をすることで御理解をしていただいて、岬町としましても、岬シルバー人材センター事務局とシルバー会員との間で信頼関係が構築されるように、しっかりと連携を図ってまいりたいというふうに思っております。

○坂原正勝議長 中原晶君。

○中原晶議員 会員と事務局との信頼関係が大切、それは当然そうやと思います。

いや、そういうふうに言うのであれば、信頼関係を築けるような事務を行うべきやというふうに私は言いたいですね。大体1回ね、見積り書を渡すわって言うといて、ちゃんと全員に渡すこともせずにね、今の話だと信頼回復が必要と考えてそんときはそんなに答えて。それではあきませんわね。答えた限りはそれを実践しないと駄目ですよ。それを実践してそれを積み重ねていくことでしか信頼回復なんか得られませんでしょう。私もねあんまり疑ってかかりたくはないんです。だけど、それも過去に発生した事件を考えたらね、それは会員減って当然ちゃいますか。私はそう思います。会員と事務局との信頼関係、大事やって言うけど、会員と事務局だけの信頼関係やつたらあかんと私は思ってます。住民の皆さんに信頼してもらえるようなシルバーに生まれ変わっていただきたいというふうに私は思ってるんですよ。信頼してもらえへんかったらね、仕事の発注もしてもらえへん。収入減りますやんかねえ。だから、事務局と会員だけとの信頼関係の問題じゃないというふうに私は思います。そして、資料の下側の回答書やけどね。当センターでは昨年4月以降、会員の信頼回復に努めています。言うけどね。口で言うのは簡単ですわ、信頼っちゅうのはね、やっぱり言葉ももちろんそうだけれど、行動を見られてるんやと思うんですよね私ねだから、ほんまにそれを肝に銘じてやっていただきたいというふうに思います。シルバー人材センターではね。もちろん反省の弁も述べられて、そのときに、牽制機能という言葉を何回も聞きましたわチェック機能っちゅうことでしょ。事務局のチェック機能ももちろ

ん大事やけど、隠すこと必要ないようなことはね、それこそ事務局は会員さんを信頼して、全てつまびらかにしたらいいと思うんです私、それは信頼の回復につながるんですよ。思いますので、さっきも連携を強めるというならと言いましたけれど、松井さんは難しい立場でね、ここで答弁してるときはしあわせ創造部の部長やし、シルバー人材センターに行ったら、理事の1人やし、難しいお立場やなっていうことを思いますけれど、ぜひ良い意味での橋渡しをしていただきたいなあというふうに思います。この岬町のシルバー人材センターの質問をここでもう終わりますけれど、元事務局長による横領事件が発生したわけですね。ほんでまだ私はね、信頼回復ができたとは思ってませんわ。この1件とってもそうでしょう。厳しいこと言うようやけどね。だから信頼回復の途上なんですよ。頑張ってはることも存じ上げております。だけど、会員の皆さんや住民の皆さんから、完全に信頼されるという状況にはまだ至っていないふうに思います。信頼が回復されたと、もう中原さんがシルバーのことを本会議場で質問せんでもいう状態を早くつくっていただきたいなと。そのために、岬町としてはですね、松井部長をシルバー人材センターに理事として派遣しておるし、補助金も出してんねんから。援助を強めていただきたいと。いうことを重ねて求めて、次の質問に移りたいと思います。

3点目の質問です。マイナ保険証が導入されて以来、健康保険事業に関わって様々な質問してきましたが、今年度は、初めての保険証の更新を迎えますので、この機会に、保険証の有効期限切れへの対応などについて質問します。この問題では、新しい保険証が届くのか。何か手続しないといけないのかなど、不安の声がいまだに、寄せられ続けています。とりわけ、マイナ保険証として登録されている方は、有効期限切れに気づかず受診するケースが既に発生しており、正確な情報の周知徹底が求められています。順次質問しますので、答弁をお願いしたいと思います。

1点目にお尋ねします。後期高齢者医療の加入者には、全員に対して資格確認書が送られましたが、この資格確認書っていうのは、保険証とそっくりのものです。昨日も保険証と同じものです。そういう資格確認書っていうものが送られましたけれど、国民健康保険の加入者にはマイナ保険証の登録者と保険証の方、それぞれにどういった対応がなされるのか、お聞かせ頂きたいと思います。お願いします。

○坂原正勝議長 しあわせ創造部長松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 御質問にお答えをさせていただきます。

岬町国民健康保険の被保険者証は令和7年10月31日で有効期限を迎えることから、マイナ保険証をお持ちの方には、医療保険の資格情報を確認できるよう交付されます。資格情報のお知らせをまたマイナ保険証をお持ちでない方には、これまでの被保険者証にかわるものとして、資格確認書それぞれ10月下旬までに送付いたします。なお、マイナ保険証をお持ちの方へ交付される資格情報のお知らせは、医療機関等で、顔認証つきカードリーダーの不具合など、何らかの事情でマイナ保険証を利用できない場合に、マイナンバーカードとセットで提示することで受診できます。また、マイナ保険証をお持ちでない方へ交付される資格確認書医療機関等の窓口に提示することで、これまでの紙の被保険者証と、同様、今までどおり安心して受診できます。

○坂原正勝議長 中原晶君。

○中原晶議員 今の説明を聞いて、さて、この議場内で何人の方がそういうことね。思えたかどうか。非常にややこしいことになってますわね。資格っていうね、何ていうか響きが強い言葉がね、たくさん出てくるというのもありますけど。マイナ保険証の利用を登録している人は、資格情報のお知らせっていうのが届くんですね。その資格情報のお知らせっていうのは、カードリーダーが具合悪いときに、マイナ保険証のカードと一緒にないと。一応、法律上はね。使われね。法律上では資格情報のお知らせだけ出しても受診できへんっていうかその保険診療ができないということに法律上はなってますんで、前の保険証の利用登録をしてない人、については、資格確認書っていう保険証とそっくりなものが届くということですね。はい。ありがとうございます。続けてお尋ねをします。マイナ保険証の利用登録者で、有効期限が切れて3か月が経過すると。更新をしてない場合は自動的に資格確認書が送られてくる。ということになっておりますが、無保険状態を一瞬もつくらずに、送ってこられるのか、確認させていただきます。お願いします。

○坂原正勝議長 しあわせ創造部長松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 御質問にお答えをさせていただきます。

マイナ保険証として登録されていますマイナンバーカードの有効期限が切れていても、有効期限が切れた月の末日から3か月は猶予期間として、マイナンバーカードで資格確認が可能で10割負担することなく受診することができます。ただし、猶予

期間の3か月が過ぎても、マイナンバーの更新手続がされない場合は、医療機関等で資格確認ができなくなるため、資格確認書が必要となります。そのような場合資格確認書は、猶予期間の3か月を経過するタイミングで交付するとされており、猶予期間の3か月が過ぎる。その前に、職権により資格確認書を切れ目なく交付することにより無保険状態が生じないよう努めてまいりたいと考えております。

○坂原正勝議長 中原晶君。

○中原晶議員 努めてまいりたいという言葉は、次の言葉ですね。努めるんやけど、100%じゃないということも意味していますね。そういううなずかれへんな。頑張る言うてんねんから頑張ってもらわなあかんねんけども、これややこしい話なんですね。3か月たつたら、無効になる日っちゅうのがあるわけですよね。で、今、努めてまいりますって言うてんのは、要は、期限が切れたたら、無保険状態になってしまうから、そうなる前に、資格確認書を送る、保険証と同じね、機能になるもの送るよう頑張るって言ってはんねんけど。そやけど、その有効期限が切れたっちゅうのは、日々違いますよね。中原さんは今日切れる松井さんは、あした切れる。質問関係ないのにすいません名前ばかり使って、古橋さんは3日後に切れる。とかいうふうに人によってばらばらなわけなんですよね。毎日毎日その情報を確認はしていないじゃないですか。岬町の国保として確認してくるのは月に1回だけでしょう。過去にね、質問させてもらって確認しました。本来そのタイミングが中原さんが、3か月たって、有効期限切れました。その翌日に岬町が、資格の確認をする日でした。どの人切れるは幾らな。送りました。ただ私はどこまでも無保険状態ですよ。そういうことが事実として、イコール、ことはお認めになりますか。認めるか認めないかだけでいいですかね。

○坂原正勝議長 しあわせ創造部長松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 御質問にお答えをさせていただきます。

そういういた可能性はあると思います。

○坂原正勝議長 中原晶君

○中原晶議員 そうなんですよ恐ろしいことですわ。だから私はもういつもね、この質問でいうはもう無保険状態を一瞬たりともつくらへんのかつていつも言うてんのはそこですわ。それで、そういうことが発生する恐れがあるので、万が一に備えて、

この間厚生労働省が手を打ってます、一連の通知が出されてるんですけど、その内容をお示し頂けますでしょうか。

○坂原正勝議長 松井しあわせ創造部長。

○松井しあわせ創造部長 ご質問にお答えをさせていただきます。

今般健康保険証有効期限切れに伴う、移行期の暫定的な取扱いとしまして、万が一、万一有効期限切れに気づかず受診した場合でも、令和8年3月31日までは有効期限が過ぎた、国民健康保険証で資格確認できれば10割負担することなく受診できるよう、国から事務連絡として通知が発出されたところでございます。

○坂原正勝議長 中原晶君。

○中原晶議員 国もねえ。10割負担せんでもええですっていうて宣伝してしもてるからねえそうゆう風にならないように一生懸命あれやこれやとやってはるのは分かりますけどね。ほんまにこんな医療機関も大変やしねえ。もう国保とか後期高齢とか事務もほんまに御苦労やなというふうに思います。御説明のとおり、今年度中、来年の3月31日までは、うっかり忘れて、有効期限が切れてる。保険証とか、資格情報のお知らせだけでも、その人の資格を確認して、保険診療が受けられる人によって3割2割負担、1割の負担で受けられますよという通知を各市町村や医療機関に出したということになってますね。それで、ここまで質問させていただいて、さっきの無保険状態が、できてしまう可能性があるということも確認させていただきましたけれど率直に言って不安だらけであります。それで改めて加入者への丁寧で分かりやすい周知が必要なんじゃないかなというふうに思うんですが、その点はいかがでしょうか。

○坂原正勝議長 松井しあわせ創造部長。

○松井しあわせ創造部長 御質問にお答えをさせていただきます。

最初に答弁させていただきました資格情報のお知らせまたは資格確認書を10月下旬までに送付する旨とあわせて、マイナ保険証をお持ちの方へは、資格確認書は交付しないことについての周知につきましては、みさきだより10月号で掲載する予定でございます。あわせて10月下旬までに送付する資格情報のお知らせや資格確認書に詳しい内容を記載した文書を同封する予定でございます。またマイナ保険証として登録されているマイナンバーマイナンバーカードの取得後5年の電子証明の更新及び取得後10年のカード本体の更新手続は忘れずに行っていただきたい旨のお願い

もホームページやＬＩＮＥ公式アカウントで実施し、制度の周知に努めてまいりたいと考えております。また、無保険状態にならないよう、3か月じゃなくともう一つ、1か月前に、資格情報の確認をしてですね、無保険状態にならないよう、資格確認書を送付するよう努めてまいります。ただ、職員の手でします機械で判断して自動的に資格確認書が発行されるわけではないので、職員の目で確認をして、切れる1か月前の対象者を把握した上で、それぞれ個々に資格確認書を発行することになりますので、十分その点につきましては事務として、ミスのないようですね、努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします

○坂原正勝議長 中原晶君。

○中原晶議員、本当に大変ですね。

前は更新のとき全員にね、同じやつを送つとったら間違いなかったのに、今の2か月前に点検するっちゅうのは、いいアイデアですね。私も思いつきもしませんでした。ぜひそういう努力を行っていただきて、大変やなあ職員の手で行うミスのないように頑張っていただきたいと思いますけど、日々忙しいのにね、こんなことで手を煩ずらされて気の毒やなあというふうに思います。今改めての周知ということで、資格情報のお知らせ。この中には、これマイナ保険証として登録している方ということですけど、その人に送る封書には、あなたには資格確認書送りませんよと。これはみさきだよりに掲載するということですね分かりやすく、書けるかな。難しいですねもう説明そもそも難しいんですよね。分かりやすさが何より大事ですので、それぞれの加入者の状況に応じて、自分はどのようになるのか、待っていても、ほっといたら保険書送るんかとかね。何か手続きなあかんのかとかね、そういうことがよく分かるような説明をしていただきたいと、できるだけ行政用語みたいなん使わへんようにね。努力していただきたいと思います。これからスマホでのマイナ保険証の利用まで始まりますからね。もう大変ですわ。このマイナ保険証をめぐるトラブルとか、混乱の責任で仕事が増える責任、これも岬町には一切ないわけですね。国が勝手にそういうことを決めて、市町村に押しつけて、迷惑千万やというふうに私は思います。そういう意味では岬町の担当課の皆さんもですね、大変お気の毒やとしか言いようがないんですが、ただ岬町には保険者として加入者の受診権、保険診療を受ける権利を守る責任がありますので、命と健康を守る責任をしっかり果たしていただくよう求めて質問を終

わります。

○坂原正勝議長 中原晶君の質問が終わりました。

○坂原正勝議長 次に、出口実君。

○出口実議員 ただいまご指名を頂きました出口実でございます。

質問事項は、令和6年3月議会で質問をいたしました国土地籍調査についてであります。1年5か月が経過いたしまして、現在の進捗率、行政の今後の取組方法についてであります。なぜこのような質問をするかといいますと、神戸、東北、石川能登震災、津波等により悲惨な被害をこうむっております。一つ手がかりとなるものがなく、自分の土地さえ把握できない状況下に置かれております。地籍調査は、土地の取引の円滑化、災害後の復旧の迅速化及びまちづくりの円滑な実施などに資するものであると共に固定資産、不動産登記行政の決算のデータとなります。なぜ私が早急に地籍事業調査を実施要望するかといいますと、近い将来災害が起こると予想されております。ここでは、確実に地籍調査の結果が反映され、被害住民の方々の強力な助っ人となることは間違ひございません。現在、当町の財政面も苦境に立たされており、地籍調査事業を早期に完遂することにより、固定資産税が10%から20%アップの収入が見込まれます。住民の方々の土地の売買、境界線のもめごとなども地籍調査を実施することにより、解決をされます。以上のことから、地籍調査がいかに必要であるかということでございます。では質問に入ります。明確な回答をお願いいたします。国土、調査、地籍について、地籍調査事業の概要について、土地の境界や面積、所有者についての情報は、現在法務局に公図と登記簿に記載されて、土地に関する権利として法的に保護されております。法務局に備付けられている地図の図面の大部分は、明治時代の地租改正時につくられた地図が基になっていて、登記簿に記載されている。面積などもそれに準じていると聞いております。また、明治時代の測量技術は現在とは比べものにならず、必ずしも実際の面積と一定一致していないケースは多々見受けられます。そこで、正確な、境界を明らかにするため、全国的に、地籍調査事業が実施されていると聞いております。まず初めに、地籍調査事業の概要についてお尋ねをいたします。

○坂原正勝議長 都市整備部長 小坂雅彦君。

○小坂都市整備部長 出口議員の御質問にお答えします。

地域調査は、国土調査法に基づく国土交通省所管の調査の一つであり、調査対象区域内の一筆ごとの土地について、その所有者、地番及び地目の調査並びに境界及び地籍に関する測量を行い、その結果をもとに、地籍図及び地籍簿を作成し、所有者に対して閲覧を行い、大阪府の認証を得た後に国の承認を受け、法務局に送付します。法務局では、備付けの公図を地籍図に入替え地籍簿の内容を登記簿に反映することになります。地域調査は、土地取引の円滑化、災害復旧の迅速化及びまちづくりの円滑な実施等に資するものであるとともに、固定資産税や不動産登記行政の基礎データとなります。

○坂原正勝議長 出口実君。

○出口実議員 部長ありがとうございます。

続きまして、地籍調査の進捗率はということでですね、地籍調査の進捗率についてお尋ねいたします。全国の地籍調査の進捗率は、令和6年度末時点では53%となっております。これは岬町の地籍調査の実地区域と進捗率は何%でしょうか。よろしくお願いします。

○坂原正勝議長 小坂都市整備部長。

○小坂都市整備部長 御質問にお答えします。

本町の地籍調査を実施している区域としまして、多奈川地区では平野地区の多奈川小学校周辺、深日地区では陸前地区の大川南海橋周辺と、若宮地区の深日墓地周辺、淡輪地区では淡輪6区の淡輪海浜会館周辺と、淡輪17区のみさき連絡線整備事業か所周辺となり、実施面積は合計0.24平方キロメートルです。そのうち、平野地区と若宮地区、淡輪6区の実施区域につきましては、最終である法務局の登記まで完了しており、完了面積は合計0.147平方キロメートルとなります。本町の地籍調査の進捗率としまして、現在実施している計画区域内における進捗率は61%となりますが、現在の計画区域が全て完了した場合には、市街化区域内では約3%岬町全体では約1%となります。

○坂原正勝議長 出口実君。

○出口実議員 ありがとうございます。

ただいま部長から紹介がありました中ですね、大川南海橋周辺とありましたけども、これはあくまでも大阪府の事業であって、岬町が、この地籍調査について計画したも

のではないと思います。大阪府が南海橋の周辺のですね、田んぼ宅地をですね、買収することによって、この地籍調査をせざるを得んやろうということで行った事業ではないかというふうに思います。あと、みさき苑連絡線整備に関してはですね、これはもう從来から町のほうがですね、町道の認定をしたいということでかかった部分であって、これはもう当然計画的に行われたものであると思いますんで、やはり、この4か所の今紹介を頂きましたけども、やはりこれもですね、計画的ですね、やっていただかないとですね、事業に関してですね、なかなか完遂はできにくいかなというふうに私は捉えておりますんで、またその辺もよろしくお願ひします。

続きまして、岬町では、地籍調査が進んでおりませんが、課内の専門職の人数並びに実際に稼働しているのかどうかをお尋ねしたいと思います。

○坂原正勝議長 小坂都市整備部長。

○小坂都市整備部長 御質問にお答えします。

地籍調査は土木課が担当しており、従事している職員としましては、正職員が1名、任期付短時間職員が1名、計2名となります。その2名のうち、任期付短時間職員を中心としまして地籍調査業務を行っております。しかしながら、担当の正職員は、この地籍調査とは別の業務として、道路と河川の維持管理、道路の新設改良工事なども担いなど多忙な状況にあり、地域調査に選任するのは難しい状況にあります。1点補足させていただきます。国のほうとしましても、市町村とかで地籍調査がなかなか職員が少なくて困っているところに関しては、アドバイザーの紹介というのもやってくださるということなので、その辺りも検討してまいりたいと考えております。

○坂原正勝議長 出口実君。

○出口実議員 ありがとうございます。

なるほど私もよく、原課のですね、仕事内容をよく把握しております。本当に煩雑な仕事が多いですね、突然入ってくる仕事も多々ございますので、よく事情は分かります。だけども、やはり今の部長の説明の中ではですね、任期付短時間職員を中心として、現在の業務を行っているという形でございますけども、これも20年間の最短20年近くがですね、時間がかかると思います。そういう中で、やはり正職員が軸になって、仕事業務をこなしていかないことにはですね、任期付短期職員であればですね、もう多分高齢の方だと思いますんで、高齢の方の専門職もですね、体調が悪くな

ったり、もう退職した場合にはですね、もう完全にまた業務がとまってしまいます。その辺もよく理解していただきたいと思います。

次にですね、地籍調査を実施するに当たりですね、メリット、デメリットは、業務を実施することで、地権者の方々にメリットがあると思われますが、どのようなメリットがあるのか。地権者に対してまたデメリットがあるのかその辺を御紹介をお願いしたいと思います。

○坂原正勝議長 小坂都市整備部長。

○小坂都市整備部長 御質問にお答えします。

地籍調査に伴うメリットとしましては、1、土地の境界がよく分からなかったり、隣地との境界不争いになることがあります、地籍調査により、土地の境界をめぐるトラブルの発生を未然に防止することができます。2、公共事業の決定や用地買収に時間がかかることがあります、地籍調査により、土地の境界確認作業ができるため、道路、下水道などの整備の円滑な事業進行が期待できます。3、地震、風水害、土砂崩れなどの自然災害により、土地の境界目印が失われた場合でも、復元力のある地図により迅速な災害復旧への対応が可能となり、境界紛争の防止に役立ちます。4、土地を売買する場合に、隣地との境界確認に時間がかかったり、登記簿と実測の面積が異なるなど、トラブルの原因になることがあります、土地の売買、賃借などが現状に合致したもので行うことができるなどのメリットがあります。デメリットといたしましては、完成までに相当の時間と労力を要することが挙げられますが、完成後の利便性や価値の向上を考えますと、デメリットは少ないものと思われます。

○坂原正勝議長 出口実君

○出口実議員 部長ありがとうございます。

今の部長の説明によりますと、デメリットはないということです。ということは、この事業はですね、いかに重要であるかというふうに思いますんで、いろんな部長の仕事上においてですね、非常に困難な部分もあるか分かりませんけども、やはりこの事業にですね、力を入れていただいて、早く完成できるようにお願いしたいと思います。

続きまして、今後何年計画で事業を完遂することができるのか、先ほどの地籍調査のメリットの答弁で、登記簿と実測の面積が異なるなど、トラブルの原因となること

がありますが、地籍調査により、土地の売買、賃貸などの現状に合致するもので行うことができると言われているのは、登記簿の面積が実測より小さい割合が多々あるかと思います。固定資産税は登記簿の面積で課税していますが、令和6年度決算書によると、土地に対する固定資産税の歳入は、2億9951万3365円となっております。地籍調査を行い、正しい面積、地目で課税すればですね、税収アップにもつながるので、地籍調査の進捗を早める事が必要かと思います。岬町の進捗率1%ほどしか進んでおりませんが、今後何年で岬町全域の地籍調査事業が完了するのか、せめて今後20年間ぐらいで完成してもらいたい。そのためには、地籍調査、専任の正職員を複数名配置する必要があると思われますが、どのようにお考えかお尋ねしたいと思います。

○坂原正勝議長 小坂都市整備部長。

○小坂都市整備部長 御質問にお答えします。

現在実施している区域の地籍調査実施計画には、年次計画を策定しておりますが、岬町全域を対象とした地籍調査計画はございません。今のペースで地籍調査を実施したとすると相当な年月がかかると思われます。地籍調査のスピードを早めるには、1年に調査する対象区域を増やす必要があります。その手段の一つとしまして、国土調査法第10条第2項制度の活用があります。この制度は、地域調査の主な事業主体である市町村において担当職員の確保が課題となっていることから、この地籍調査を民間事業者などの法人に包括的に委託することにより、市町村の負担を軽減するとともに、外部の専門家にさらなる活用により、地籍調査の促進を図ることを目的とするものです。地籍調査時は、市町村職員が工程管理や検査を行っておりますが、国土調査法第10条第2項委託では、工程管理及び検査も含め、地籍調査の作業を一括して法人に委託することが可能となりますので、市町村職員の作業負担の軽減につながるものであるため、今後は、国土調査法第10条第2項制度の活用を検討してまいります。しかし、国土調査法第10条第2項委託を活用したとしても、職員が行う作業としまして地籍調査の計画業務の発注、戸籍や住民票など個人情報の収集、業務の監督、最終検査等があり、土木課の現在の職員配置では地籍調査に専任できない状況であるため、地籍調査専任の職員を複数名配置する必要があると思われます。また、地域調査に係る経費負担割合は国が50%、都道府県が25%、市町村が25%となります。

この市町村負担のうち、8割が特別交付税算入経費となるため、実質的な市町村の負担は事業費全体の約5%となります。よって、こうした法人への委託制度の活用や職員増などの人員面での課題、また、地方交付税措置があるものの、町の費用負担が必要と必要なことによる財政面での町負担を勘案の上、町として地籍調査を今後どのような体制で実施し、実施していくのか検討してまいります。

○坂原正勝議長　出口実君。

○出口実議員　ありがとうございます。

今部長から紹介があったようにですね別に町の職員が、その業務に当たらなくてもいいと思います。民間委託したらいいんですね。とにかく早くですね、この事業をですね、完遂せんことにはですね、いろんな問題点が出てくると思いますんで、特に今現在、今部長から紹介があったように、町の負担が5%でいけるんですよ。ということをね、今、無理にでもですね、実施していかないとですね。またぞろ、何年先、10年先になってしまいます。だけど私ちょうど先ほど冒頭にお話ししたようにですね、令和6年の3月議会です。これ提案してるわけです。一般質問ですね。それが今の回答ですね、まだ計画は立ってませんと。いうような状況だったらね、ちょっと一般質問は何の重要性があるんかなとちょっと私は疑問に感じますんで、その辺もよく理解していただきたいというふうに思います。続きまして、今まで住民からの地籍についての陳情は何件ぐらいあるのか。例えば、道路など町有地として、民地との境界の争い事や、地籍調査についての要望は年何回、何件ぐらい。陳情があったのでしょうか。お尋ねします。

○坂原正勝議長　小坂都市整備部長。

○小坂都市整備部長　御質問にお答えします。

道路や水路など、町有地と個人地との境界についての要望は毎年寄せられており、その正確な件数は把握できておりません。また、町有地と町有地に思われる土地を占拠しているのではないかとの苦情は時々ございます。また、地籍調査についての早期実施の要望は余りございませんが、町道との境界が決まっていない箇所について、住民から町で境界明示をしてくれないかとの要望を言われることもあることから、道路や水路など、町有地について早く地籍調査を行えば、町有地の境界を確定することができ適切な維持管理にもつながるものと考えております。

○坂原正勝議長 出口実君。

○出口実議員 ありがとうございます。

今部長から回答がございましたけども、多分部長も係長か課長当時にですね、ある地区でですね、町道の取り合いをするわけですね。だから、町道という大体、幅何メーターなんて決まってると思うんですけども。向かいの家同士がですね、町道の取り合いしてると、いうことがあって、10年ほど前からですね、議員が4名ほど入りましたが、ところはやはり、いろんな環境の中で、皆さんなかなか解決方向に向けて、力を注がなかつたという形で、ある4代目ぐらいの前の都市整備部長が、多分、今の担当部長もそこに同席したかなと思うんですけども、10年かかってやと。解決を見たという事案もおられますんでね、やはり町道の幅っていうのが何メートルか分からぬということ自体がおかしな問題であってね、やはり、何回も言いますけども、地籍調査が1番必要であろうと考えますね。

続きましてですね、町有地に不法建築物も多々あると思われるが、町全体100%把握できているのかどうか、町道や水路等など、境界が決まっていない箇所と思うが、岬町内には急に町道が狭くなつて家が建つてあるような箇所が多々ございます。町道や水路などを不法占拠している箇所を町は把握してあるのかどうかをお尋ねいたします。

○坂原正勝議長 小坂都市整備部長。

○小坂都市整備部長 御質問にお答えします。

岬町内で急に町道の幅員が狭くなつてある箇所はあります、それが不法占拠のかは、その要因は把握しておりません。そのような箇所は不法占拠の可能性もありますが、個人所有地の場合もあり、境界確定がなければ、はつきりとしたこと言えないものもあります。このような状況に対し、地籍調査を行えば、町道が狭くなつた箇所も不法占拠なのか個人地なのかもその要因もはつきりますので、地籍調査は町有地の適切な維持管理にもつながっていくものと思われます。

○坂原正勝議長 出口実君

○出口実議員 ありがとうございます。

たしかねえ、私、十四、五年前かな。今現在阪南和歌山線なつてますけども、前は国道でございます。そのときにちょうど別所に上がるほうの信号の右曲がって、角の

家はですね、町有地に土地を占拠してあって、議員さんからの指摘があったのかどうか、ちょっとその辺は確認しておりますが、もうそれから以後ですね、もうちゃんと撤去されております。だからそういう中で、やはり、ある場所でもですね、町道が、約8メートルとしましょうか。ところが、急に狭くなつて4メーターしかありません。そういうふうな場所もですね、現在実働しております。そういう中でねやはり、職員さんも、やはりそういうところ、町内を視察に回るんだからね。その辺もやはり目をやっぱしちゃんと見開いてもらってですね、そういうところがやっぱり問題もですね、解決してもらいたいなというふうに思います。もう1点ですねこれも追加質問ですけどこれもちゃんと通告はしております。建築物を建てるときにですね、確認申請で不法占拠しているのか、いないのかチェックしていないのか、建築物を建てるときには町に確認申請書を提出しているはずであるが、そのときに道路が不法占拠されていないかチェックされないのかどうか、お尋ねします。

○坂原正勝議長 小坂都市整備部長。

○小坂都市整備部長 御質問にお答えします。

建築物を建てる際の確認申請ですが、岬町を経由して、大阪府等確認検査機関に提出し、確認を受けることになります。確認申請では、建築物を建てる際には、原則として、建物の敷地は幅員4メーター以上の道路に間口2メーター以上接する必要がありますが、土地の境界明示までは求められておらず、現況の道路へ建物がはみ出してなければ、不法占用であるかは判断できません。地籍調査では、公図や過去の測量図など、土地の資料も参考にし、境界を決めますので、現況で建築物があつても、公図や過去の測量図などから、その土地が町のものであると判明できれば、町の土地として境界を決めることができることから、地籍調査を行えば、土地の争いもなくなり、不法占拠も解消されていくと思われます。

○坂原正勝議長、出口実君。

○出口実議員、はい、ありがとうございます。

ただいまの部長の説明ではですねよく理解できます。ただね、私の言いたいのは、当然の建築許可というのはですね、大阪府は、許可をおろすところでございまして、町は一つの途中経過ということなんですけども、ただ先ほど言つたようにですね、実際に個人から岬町役場に建築許可申請が、提出されますわね。ただそれをですね、何

も確認せずに、大阪府のほうに、ただ持参するだけのあくまで終わってるんかなというふうに思います。だから、私が言いたいことは、あくまでも町のほうでも当然先ほど言ったような物件であったらね、完全に町有地をですね、町有道路ですね。不法占拠してるんですね。その辺の確認作業もですね、やっぱ市町のほうでもやっていただかないことにはね。ちょっと町としての業務内容が、ずさん過ぎるんじゃないかなというふうに思いますんで、今後ともやはりこういう問題が起こらないようにですね、ちゃんと、通していただいて、府のほうに申請したりしていただけだと、いうふうなことを実施してもらいたいというふうに思います。今私はですね、いろいろ質問をいたしました。その中でですね、部長の回答ではですね、正職員1名、任期的短時間職員1名、計2名で、任期的短時間職員を中心として地籍調査業務を実施するとの回答でございました。この地籍調査事業ですね、長期展望で一斉実施していく事業であり、やはり、正職員がですね、主体となってですね、専門職でないと鑑定のできない事業であると考えております。人件費、人員がネックとなっておりますが、令和6年度の固定資産税に収入がですね、先ほど紹介しましたように、2億9951万3365円ございますね。この中で、地籍調査を実施していってですね完遂すればですね、毎年土地固定資産税の収入が15%から20%アップされますわ。それによりですね、5990万2673円ですね、固定資産の追加収入が、入ってまいります。人件費がねないっているというふうに聞いておりますし、ただ、地籍調査専門職員2名新規採用してもですね、十分に採算がとれると共にですね、町の財政も少しほは楽になると思います。岬町の職員から聞いた話ですが、50年前にですね、担当課長がですね、東京にとって、最優先して何をやるべき事業があるかといいますとですね、その価値をですね、地籍事業は、最優先に実施しなければならないという、事業であると確信していましたが、ということでお話を聞きました。なかなか難しい事業でありますんで、その後実施されずに、現在に至っている状況であります。私も22年議員をさせてもらっておりますがですね。調査の一般質問をされた方の記憶はございません。やはり住民の方々にとってですね、1番必要な事業でありますし、また住民の方にとってですね1番役に立つ事業でございますんでね。町長はじめですね副町長、担当部長は膝を交えてですね、検討していただき、次、着手していただきたく、要望をいたしたいと思います。これはもう要望じゃなくて本当はもう確実にやっていただきたいという

のは私の願いです。これは当然もうその願いをかなえますね、私じゃなくて、町全体岬町の住民参加型になるんです。そういうことを考えていただいて、確実に実行していただけようにお願いしたいと思います。これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○坂原正勝議長、出口実君の質問が終わりました。

以上で日程第3、一般質問は終了とします。

なお、一般質問は明日、定例会2日目に引き続き行います。

これで本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会となります。次の会議は、明日8月20日、午前10時から会議を開きますので、御参集ください。どうも御苦労さまでした。

以上の記録が本町議会第3回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

令和7年8月19日

岬町議会

議長 坂原正勝

議員 奥野学

議員 道工晴久